

排水設備工事の手引き

令和8年8月

雲南市

目 次

第1章 総 論	1
1. 下水道の役割と目的	1
2. 下水道と排水設備	1
3. 排水設備工事の流れ	1
4. 排水設備の申請手続き	2
第2章 申請及び設計施工等の概要	3
1. 見積の申し込み	3
2. 調査・測量・計画・設計	3
3. 見積書の提出	4
4. 工事の申し込み	4
5. 排水設備新設等確認申請書の提出	4
6. 確認通知書及び申請書副本の送付	4
7. 工事着手	4
8. 施工	4
9. 開始届及び完了検査の提出	4
10. 工事完了検査	4
11. 検査済証の交付	5
第3章 調査・測量・計画・設計	6
1. 事前調査	6
2. 下水の排除方式	7
3. 屋内排水設備の設計	7
4. 屋外排水設備の設計	12
第4章 施 工	18
1. 屋内排水設備の施工	18
2. 屋外排水設備の施工	19
第5章 工事完了検査	21
1. 現場検査の要領	21
第6章 公共ますの設置	23
1. 公共ます施工時の注意事項	23
2. 取付管の布設	25
第7章 申請及び完了手続き	26
1. 排水設備新設等確認申請書の提出	26
2. 使用開始届、工事完了届の提出及び工事完了検査	27

[参 考 資 料]

- 2-1～ 6 様式集
- 3-1～11 図面作成要領
- 4-1～13 除害施設設置要領
- 5-1～17 特定施設設置届出書作成要領
- 6-1～37 関係法令抜粋
 - 下水道法(抄)
 - 下水道法施行令(抄)
 - 雲南市下水道条例(抄)
 - 雲南市下水道条例及び雲南市下水道条例施行規則(抄)
 - 雲南市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(抄)
 - 雲南市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び雲南市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例施行規則(抄)
 - 雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例(抄)
 - 雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則(抄)
 - 雲南市排水設備指定工事店規則
 - 建築基準法(抄)
 - 建築基準法施行令(抄)

第1章 総 論

1. 下水道の役割と目的

下水道は雨水の排除による浸水の防除、汚水の速やかな排除による生活環境の向上、汲み取り便所の水洗化による居住環境の改善及び公共用水域の水質保全という役割を有しており、都市のみならず農山漁村等においても整備されなければならない。

2. 下水道と排水設備

下水処理施設は、管路施設、ポンプ施設、処理場施設、個別浄化槽施設及びこれらを補完する施設で構成されるが、これらが整備されても、遅滞なく下水を排除するために設けられる排水設備が完備されなければ、下水道整備の目的は達成されない。

排水設備とは原則として個人、事業所等が私費をもって自己の敷地内に設けるものをいう。

3. 排水設備工事の流れ

排水設備工事を施工しようとする者は、事前に雲南市に排水設備新設等確認申請書を提出し、その確認を受けた後でなければ施工してはならない。排水設備工事は次の流れによって行うこと。

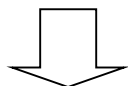
申請・施工等の手順		備 考
1. 見積の申し込み	申 請 者 → 指 定 工 事 店	
2. 調査・測量・計画・設計	指定工事店	
3. 見積書提出	指定工事店 → 申 請 者	
4. 工事の申し込み	申 請 者 → 指 定 工 事 店	
5. 排水設備工事等確認申請書提出	申 請 者 → 雲 南 市	指定工事店が代行
6. 確認通知書送付	雲 南 市 → 申 請 者	
7. 副本の返却	雲 南 市 → 申 請 者	
8. 工事着工	指定工事店	
9. 施 工	指定工事店	
10. 部分的に工事完了の場合、開始届を提出	申 請 者 → 雲 南 市	指定工事店が代行
11. 10の全工事が完了した場合、工事完了届提出	申 請 者 → 雲 南 市	指定工事店が代行 竣工図添付のこと
12. 工事完了と使用開始が同時の場合、開始届、完了届を同時に提出	申 請 者 → 雲 南 市	指定工事店が代行 竣工図添付のこと
13. 工事完了検査	雲 南 市	責任技術者立会
14. 検査済証の交付	雲 南 市 → 申 請 者	

4. 排水設備の申請手続き

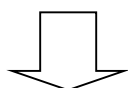
指定工事店は、排水設備の申請手続きを適正に行い、かつ、能率的に行わなければならない。
排水設備関係の申請手続きは次のとおりである。

排水設備新設等確認申請書

手続き内容	手続きする者
排水設備新設等確認申請書	指定工事店



書類審査	雲南市
------	-----



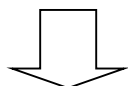
排水設備確認通知書送付	雲南市
-------------	-----

添付書類その他参考事項

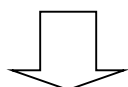
◎ 添付書類

様式第3号排水設備新設等確認申請書、
位置図、縦断面図、構造図
必要に応じて下記の書類も添付すること。
除害施設新設等届、特定施設設置届、特殊
排水設備設置申請書(誓約書)、確約書等

様式第5号



工事着手	指定工事店
------	-------



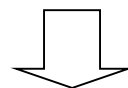
排水設備工事完了届 使用開始届	指定工事店
--------------------	-------

◎添付書類

位置図、竣工平面図、竣工縦断面図、水栓番
号検索表

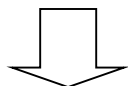
◎提出期限

完了届 完了した日から5日以内
使用開始届 開始した日から5日以内



工事完了検査	雲南市
--------	-----

責任技術者立会



検査済証発行	雲南市
--------	-----

様式第7号

第2章. 申請及び設計施工等の概要

1. 見積の申し込み

排水設備工事を行おうとする者(以下「申請者」という。)が、まず最初に行うのが、雲南市排水設備指定工事店(以下「指定工事店という。’)への見積もりの申し込みである。

また、指定工事店は、工事の申し入れがあった場合には、見積書を申請者に提出し、その工事金額についての合意があつて初めて、申請等の業務に着手するものとする。

その際に、複数の指定工事店からの見積りを申請者が要求していたとしても、その見積りに対して、申請者は何ら責任を負うものではない。

指定工事店は見積りの申し込みがあつた場合、正当な理由がない限りその提出を拒むことはできない。

2. 調査・測量・計画・設計

排水設備の計画、設計にあたっては、関係ある法令、条例等を遵守し、排水設備がその機能を完全に発揮できるよう、かつ、下水道施設の機能を妨げないように留意する。

(1) 事前調査

① 使用開始の公示の確認

公示された区域においては、排水設備の計画確認申請を行うことが義務付けられる。

② 公共ますの有無

公共ますがある場合には、使用に適するかどうか公共ますの位置、深さ、大きさを調査する。公共ますがない場合には、取付管から設置しなければならない場合がある。

この場合には、下水本管の位置、深さ、大きさ等十分調査した後、適当な位置を選定し、雲南市と協議すること。

(2) 見取図作成と現場測量

① 見取図作成

現場調査と並行して見取図を作成し、排水管、ます等の位置を決定する。

見取図には、建物の位置、公私道、隣地境界線、公共ます、既設の排水施設(又は排水設備)、及び庭、路地、雨樋等を記入する。屋内については、便所、台所、各部屋の間切り、衛生器具、排水口、使用器具の位置、名称、形状等を図示又は記入する。

② 現場測量

平坦地で小面積の土地の場合は、測量用テープで測ってもよいが、地形の複雑な箇所、不規則な建物の密集地帯、高低差のある土地、見通しのきかない場所等については、必要に応じて各種測量器械を用いて、正確な距離、高さ、面積を測量すること。

(3) 計画及び設計

下水道法及び雲南市各条例並びに同施行規則等に特段の定めのない限り、下水道排水設備指針と解説(建設省都市局下水道部監修)(以下「指針」という。)に基づき計画、設計すること。

その際に、維持管理及び工事費等を十分考慮し安価で効率がよく、かつ維持管理が容易にでき

るよう誠意を持って設計すること。また、明示していない事項及び不明な点等については、雲南市及び申請者と事前に十分協議し、工事内容の変更に伴う工事費の変更が発生しないように設計すること。

3. 見積書の提出

前項の設計に基づき、申請者に提出すること。その際には、申請者と十分協議し、設計内容について十分な理解を得ること。

4. 工事の申し込み

前項の見積書提出後、工事内容及び金額について合意の上、工事の申し込みがあった場合、正当な理由がない限り、これを拒むことはできない。

5. 排水設備新設等確認申請書の提出

排水設備の新設等を行う場合は、排水設備新設等確認申請書（以下「申請書」という。）を雲南市に提出し、確認を受けること。

なお、公共ますがない場合、現在の公共ますが使用に適さない場合には、雲南市と事前に協議すること。

6. 確認通知書及び申請書副本の送付

雲南市は、確認申請書を受理後、その内容を審査し、承認したものについて、排水設備新設等確認通知書（以下「通知書」という。）及び確認申請書副本を申請人に送付する。

7. 工事着手

申請人が確認通知書を受け取った後に、指定工事店は排水設備工事に着手することができる。

8. 施工

施工にあたっては、各排水設備の機能を理解し、その機能を十分に発揮できるよう施工すること。特に接続箇所からの漏水及び不明水の流入、勾配以上による逆流及び滞留、トラップの封水破壊及び臭気漏れ、未接続、雨水の流入等が無いよう十分注意し施工すること。

9. 開始届及び完了届の提出

工事完了後5日以内に、排水設備新設等確認完了届（以下「完了届」という。）及び、下水道等使用開始届（以下「開始届」という。）を提出すること。

なお、中間検査を受けようとする場合には、開始届を提出し検査を受けること。

10. 工事完了検査

責任技術者立会の上、雲南市の検査を受けなければならない。

その検査に先立ち、責任技術者は図面との照合、接続の確認及び各部の排水状況等を調査し、

手直しの必要な箇所は事前に手直しを行うこと。

11. 検査済証の交付

上記の検査に合格した建物に検査済証を交付する。検査済証は、建物のよく見える場所に貼り付ける。貼り付け場所等については、事前に申請人と協議し決定しておくこと。

第3章 調査・測量・計画・設計

1. 事前調査

(1) 使用開始の公示の確認

施工場所が下水道供用開始区域(以下「供用開始区域」という。)として告示済か否かを確認すること。

未供用区域の場合には、排水設備の施工箇所の下水道本管施工時期を確認の上、雲南市と協議すること。

(2) 公共ますの有無及び取付管の管底深さの確認

① 公共ますが設置済の場合は、位置、深さ、大きさを確認し、使用に適することを確認すること。

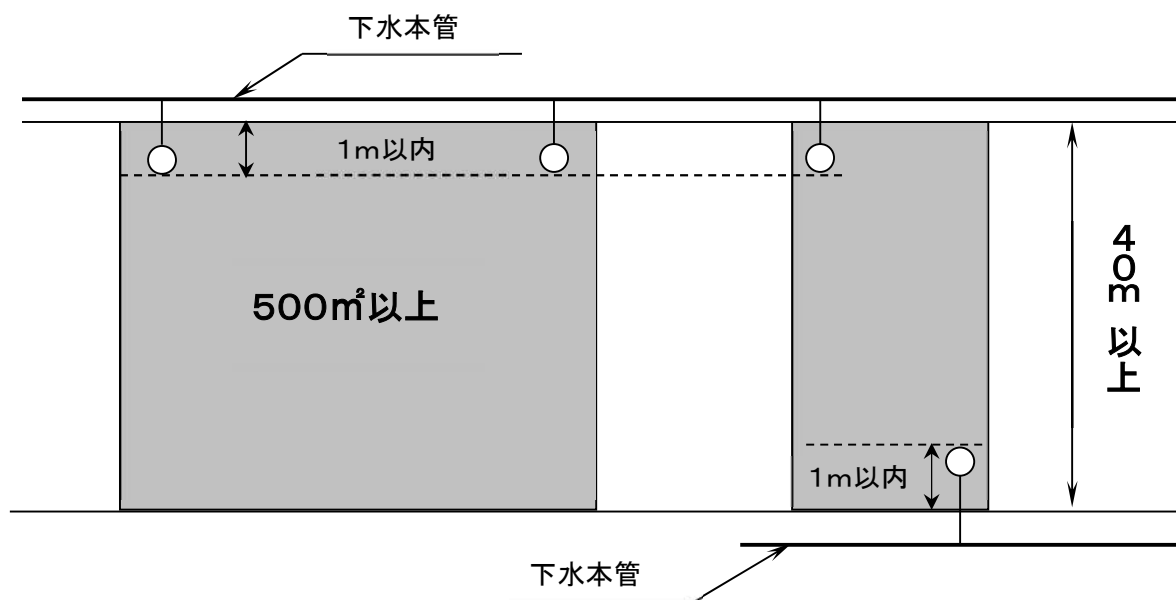
② 公共ますの設置が行われていない場合は、取付管の有無を確認し、位置、深さを確認すること。公共ますを設置する場合は事前に雲南市に確認すること。

③ 公共ます、取付管とも無い場合は接続方法として既設の排水設備への接続とするか、下水道本管からの新設とするかを調査するとともに、雲南市と協議すること。

上記について、ます深さが2.0m以上の場合、通常の口径200mmのますでは清掃、点検等維持管理が困難である。そのため雲南市と協議し、ますの種類を決定する。

宅内排水本管が100mm以上の配管の場合、公共ますの種類は雲南市と協議の上、ますを決定する。

※木次・三刀屋公共下水エリアにおける公共ますの設置は、1箇所(やむを得ない場合で、土地の面積が500㎡以上か奥行きが40m以上で両端に下水道管が布設してある場合は2箇所)とし、雲南市の負担で設置する。また、公共ますの設置位置は官民境界から1.0m以内とする。



※木次・三刀屋公共下水エリア以外の地区の場合個人の負担で設置する。また、公共ますの設置位置は官民境界から1.0m以内とする。

2. 下水の排除方式

排水は原則として自然流下式(重力式)排水方法によるが、地下室等、低所にある排水の場合または、布設延長が長く下水道本管に自然流下式での接続が困難な場合は機械式排水方法による。

3. 屋内排水設備の設計

(1) 屋内排水設備工事の設計時の留意点

- ① 排便管と雑排水管は基本的にまず接合とする。管接合とする場合は封水破壊がないよう、通気管を適宜組み合わせること。
- ② 屋内排水設備は常にその機能を発揮できるよう、支持、固定、防護等により、安定、安全な状態にすること。
- ③ 大きな流水音、異常な震動、排水の逆流が生じない構造であること。
- ④ 衛生器具は数量、配置、構造等が適正であり、排水系統に正しく接続されたものであること。
- ⑤ 排水系統と通気系統が適切に組み合わせられたものであること。
- ⑥ 排水系統、通気系統ともに、十分に耐久的で保守管理が容易にできるものとする。

(2) 配管時の留意点

- ① 配管計画は建築物の用途、構造、排水管の施工、維持保守管理等に留意し、排水系統、配管経路、及び配管スペースを考慮して決定すること。
- ② 管径及び勾配は排水を円滑かつ速やかに流下するように決定すること。なお、最小管径は、器具トラップの口径以上で、かつ30mm以上とする。
- ③ 使用材料は、用途に適合するものとし、欠陥、損傷が無い規格品を使用すること。
- ④ 排水管の沈下、地震による損傷、腐食等を防止するために、必要に応じて措置を講じること。

(3) トラップの設置

排水管に直結する器具には、原則としてトラップを設ける。

- ① 排水管の臭気、衛生害虫等の移動を有効に阻止することができる構造で、かつ封水が破れにくい構造とすること。
 - ② 汚水に含まれる汚物等が付着し、または沈殿しない構造とすること。また、自己洗浄作用を有する構造とすること。
 - ③ 封水深さは、5cmから10cmとし、封水破壊を起こしにくい構造とする。
 - ④ トラップからの排水管の延長は管径の60倍を超えてはならない。
- わんトラップを使用する場合は封水破壊が無いよう設計すること。
- 各器具ごとのトラップ口径は次表による。

単位(mm)

器 具 名	トラップ 最 小 径	器 具 名	トラップ 最 小 径
大 便 器	75	浴 槽 (洋 風)	40
小 便 器 (小 型)	40	ビ デ	30
小 便 器 (大 型)	50	調 理 流 し	40

洗面器	30	掃除流し	65
手洗器	25	洗濯流し	40
手術用手洗器	30	連合流し	40
洗髪器	30	汚物流し	75～100
水飲器	30	実験流し	40
浴槽（和風）	30		

※大便器の場合、上記の数値は最小トラップ口径を指すものであり、最小排水管径とは異なる。

※浴槽、ビデは住宅用のものをさす。

(4) ストレーナー

- ① 浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を阻止するため、ストレーナーを設けなければならない。
- ② 構造は、取り外しができ、開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上、目幅は8mmの玉が通過しない大きさとする。

(5) 掃除口

排水管には、管内の掃除が容易にできる構造で、以下の箇所に設ける。

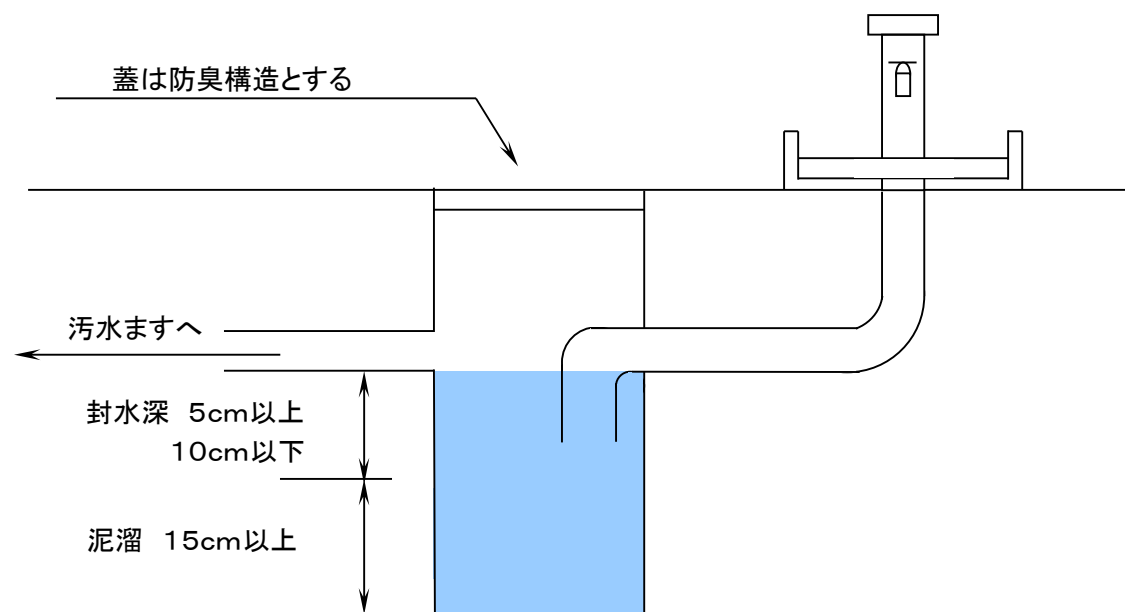
- ① 排水横枝管及び排水横主管の起点。
- ② 延長が長い排水横枝管及び、排水横主管の途中。
- ③ 排水管が45°を越える角度で方向を変える場合。
- ④ 排水立管の最下部、またはその付近。
- ⑤ 排水横主管と、屋外排水管の接続箇所に近いところ。
- ⑥ 上記以外で必要と思われるところ。

(6) 水洗便所

- ① 水洗便所に設置する大便器、小便器、付属器具等は用途に適する形状、寸法、構造、材質のものを使用する。
- ② 大便器の最小排水管径は75mmとする。
- ③ トイレの配管での屈曲点、分岐点は大曲Y字管、大曲曲管を使用する。

(7) 外流しの接続

- ① 配管、器具ともに雨水の浸入のない構造とする。
- ② 雨どい等の末端からの取り込み等のない構造とする。
- ③ 外流しの排水は泥溜・防臭トラップの付属したますを通過したうえ、汚水ますに接続する。



(8) 阻集器

阻集器は、排水中に含まれる有害な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質等の流入を阻止、分離、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造を持った器具又は装置をいい、公共下水道の排水設備の機能を妨げ、又は、損傷を防止するとともに、処理場における放流水の水質保全を図るために設けるものである。

排水設備工事を設計するにあたって、阻集器を設置する場合、その排水設備使用者に阻集器の維持管理等の説明を十分に行うこと。また、阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用をする場合はこの限りではない。

①阻集器設置上の留意点

- (a) 使用目的に合った阻集器を有効な位置に設ける。その位置は容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具または装置のできるだけ近くが望ましい。
- (b) 阻集器は污水から油脂、ガソリン、土砂、食堂、生鮮食料品等取扱所での残渣物等を有効に阻止できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。
- (c) 容易に保守、点検ができる構造とし、材質はステンレス製、鋼製、鋳鉄製、コンクリート製、樹脂製の不透水性、耐食性のものとする。
- (d) 阻集器に密閉蓋を使用する場合は、適切な通気が取れる構造とする。
- (e) トラップの封水深さは5 cm以上とする。

②阻集器の種類

(a) グリース阻集器

営業用調理場等からの污水中に含まれる油脂類を阻集器の中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流入してくる管を詰まらせるのを防止する。器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる污水中の油脂の分離効果を高める。また、確認申請書には容量計算書を添付すること。

(b) オイル阻集器

給油場等、次に示すガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故等の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用せず独立のものとする。また、ガソリン給油所等で雨水が阻集器に流入することの無いよう設置すること。

・設置場所

→ガソリン供給所、給油所

→ガソリンを貯蔵しているガレージ

→可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業所

→その他自動車整備工場等機械油の流出する工場

(c) サンド阻集器及びセメント阻集器

排水中に泥、砂、セメント、などを多量に含むときは、阻集器を設けて固形物を分離する。底

部の泥だめの深さは150mm以上とする。

(d) ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器等に取りつけて毛髪が排水管中に流入するのを阻止する。
また、プールや公衆浴場等には大型のヘア阻集器を設ける。

(e) ランドリー阻集器

営業用洗濯場からの排水中に含まれる、糸屑、布屑、ボタン等を有効に除去するために設ける。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット型のスクリーンを設ける。

(f) プラスタ阻集器

外科ギプス室や歯科技工室からの汚水に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶解性物質を分離する。プラスタは排水管中に流入すると管壁に付着凝固し、容易に取り除くことが困難になる。

(9) 排水槽

- ①地階の排水又は低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道へ排出できない場合は、排水槽を一時貯留し、排水ポンプで汲み上げて排出する。
- ②排水槽は、構造、維持管理が適切でないと悪臭発生の原因となるため、設置にあたっては特に注意をしなければならない。
- ③汚水の滞留により硫化水素等発生のおそれのある場合は防食塗装等により、適切な措置を施さなければならない。

(1 0) 工場、事業場からの排水

- ①工場、事業所からの排水のうち、下水道施設の機能を妨げ、施設を損傷し、又は処理場からの放流水の水質が基準に適合しなくなる恐れのある排水は、他の一般の排水とは分離し、一定基準以下に処理した後、一般の排水系統とは別の排水系統で下水道に排水することが望ましく、安易に排除基準を超える廃水を希釈し、排除しない。
- ②特定施設設置届、除害施設新設届等の必要な施設については、事前に雲南市に協議の上、必要な手続きをすること。

(1 1) 間接排水

- ①排水系統の不測の事態に備え、食品関係機器、医療研究用機器その他衛生上、直接排水管に接続しては好ましくない機器の排水は間接排水とすること。
- ②飲料水、食物、食器などを取り扱う機器を排水管に直接接続すると、排水管に詰まりなどの異常が生じた場合、排水が逆流して飲料水、食物、食器等が汚染され、衛生上危険な状態になることがある。このトラップの封水が破れた場合、有毒なガスが浸入することがある。このため、食物、食器等を取り扱う機器からの排水や飲料水を使用する機器からの排水は、排水管と直結して排出することをせず、一度大気中に開放して所要の排水空間をとって、間接排水用の水受容器に排出する。

(1 2) 通気系統の設計

排水系統には、各個通気管、ループ通気管、伸頂通気管方式などを適切に組み合わせたものとする。これは排水管内の空気が排水管の各所に自由に流通できるようにして、排水によって管内に圧力差を生じないようにするものである。通気系統は以下の目的で設置する。

- (a) サイホン作用及びはね出し作用からトラップの封水を保護する。
- (b) 排水管内の流水を円滑にする。
- (c) 排水管内に空気を流通させて排水系統内の換気を行う。

※真空式下水道システム区域内(日登地区内)では、地形及び宅内配管距離等の要因により、管内圧力差が通常より大きく生じる可能性があるため、通気管の設置等、設計、施工に十分配慮すること。

(13) ディスポーザ排水処理システム

①ディスポーザ排水処理システムは平成25年3月に公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に基づき、同協会の製品認証を受けたもので、適切な維持管理が行われる場合は排水設備として、公共下水道に限り接続できるものとし、ディスポーザ単体での接続は認めないものとする。

②ディスポーザ排水処理システムを下水に接続する場合は、申請時に構造性能を示した仕様書の写し、処理槽汚泥引抜等の維持管理が適切に行われることを確認できる書類(維持管理業務委託契約書の写し等)、確約書等必要な書類を雲南市に提出すること。

4. 屋外排水設備の設計

(1) 屋外排水設備の設計の基本的事項

- ①污水管に雨水が流入することが絶対無いように設計すること。
- ②工場、事業場排水は、一般排水と分離した別系統で公共ますに接続することが望ましい。

(2) 排水管

①排水管の位置決定

- (a) 施工が容易であること。
- (b) できる限り既設の排水設備を使用する(ただし、維持管理上、支障の無いものであること)。
- (c) 隣地との排水管径を調査する。
- (d) 凍土現象や、管内凍結による管渠のひび割れ等を考慮して、できるだけ日当たりのよい場所とする。
- (e) 飲料水用の井戸がある場合は、十分な間隔を保つこと。
- (f) 庭木等の根に影響を与えないこと。また、管渠に庭木からの影響が無いこと。
- (g) 露出配管はできるだけ避けること。やむを得ず露出する場合は、凍結、損傷を防ぐため、適切な材料で防護すること。
- (h) やむを得ず構造物を貫通する場合は、配管スリーブ等を用いて、管の損傷防止に努め

ること。また、建築基準法、建築仕様書等に基づいて施工すること。

(i) 維持管理が容易であること。

(3) 管渠と勾配の関係

汚水管の排水人口、管径及び勾配の管径は次のとおりとする。

排水人口(人)	管径	勾配
150未満	100mm以上	100分の2以上 ※浄化槽は100分の1以上
150以上300未満	125mm以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150mm以上	100分の1.5以上
500以上	200mm以上	100分の1.2以上

①一つの建物から排除される汚水の一部を排除する排水管で管路延長が3m未満のものは最小管径を75mm(勾配100分の3以上)とすることができる。

②大便器の排水を受ける配管の最小管径は75mmとする。

(4) 排水方式と排水系統

①排水方式は、原則として自然流下方式とする。ただし、自然流下が困難な低地の排水はポンプ排水による。ポンプ施設は逆流しない構造とする。

②汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共ますに、雨水は在来の側溝等(雨水管が接続されていない場合)に接続する。

③排水設備の排水系統は、排水面積、排水人口、地形、建物の構造等を考慮し、できる限り、最短距離になるように決定する。ただし、床下等の配管は維持管理上好ましくないののでできるだけ避けること。

(5) 排水設備の使用機材の規格、基準

①使用材料は、水質、布設場所の状況、荷重、工事費、維持管理費等を考慮して決定する。

②排水設備、器具等は公的機関が認定したものを使用する。

(6) 汚水ます (ます本体にトラップ機能が付随しているますは除く)

汚水ますは敷地内の家屋、事業所等から排出される汚水、雑排水を收容させるとともに、排水管の点検、清掃を容易にできることを目的とする。

①設置箇所

(a) 排水管の起点、屈曲点、集合(会合)点、排水管の内径、勾配及び管種の変化する箇所。

(b) 排水管が直線部であるときは、排水管の長さがその内径の120倍以内の場所及び排水管の維持管理上必要なところ。

(c) 以上に該当する箇所でますの維持管理を容易に行える場所であり、かつ、雨水等浸入の恐れのないところ。

②形状と規模

- (a) ますの形は一般に円形又は角形で、その規模は埋設深および管径に応じて決定される。
- (b) 枝流入管に大便器の流入があるますは段差付45° ますを使用する。
- (c) 硬質塩化ビニール製ます、ポリプロピレン製ます等のますを使用する場合はプラスチック・マスマンホール協会規格品を使用すること。規格外品を使用する場合は雲南市と協議の上使用する。
- (d) 塩ビ製ますを使用する場合は口径150mm以上のますを使用すること。

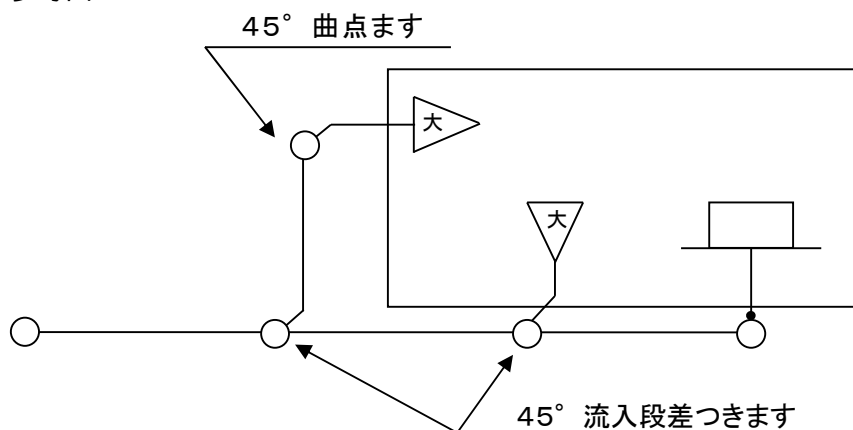
③構造

- (a) ますは、硬質塩化ビニール製、ポリプロピレン製、コンクリート製等の不透水性材料であり、堅固で耐久力を有するもの。また、コンクリート製汚水ますを使用する場合、底部にはインバートを設けること。
- (b) ます設置位置により、ますに過重がかかる場合は防護蓋等を用いること。

④排水器具との接続(ます口径150mm以下塩ビ製宅内ますに限る)

- (a) ますに流入する枝排水管は45° 流入ますとする。
- (b) 大便器からの排水が直接会合する箇所及びその下流側で他の排水系統と合流する箇所には、逆流を防止するため、合流段差付きます(45° YS、WLS)を使用する。なお、起点が大便器からの排水の場合は45° 曲がります(45° L)を使用する。

参考図



(7)トラップます

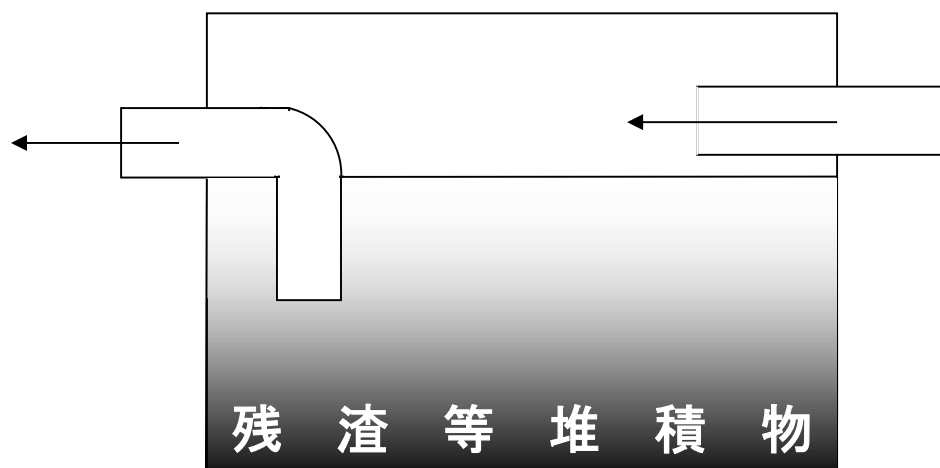
- ①悪臭防止のために器具トラップの設置を原則とする。ただし、次に該当する場合はトラップますを設置する。
 - (a) 既設器具等にトラップの取付けが技術的に困難な場合。
 - (b) 既設器具のトラップ封水深が浅く、封水破壊がおきやすい構造の場合(この場合はエアキャップ付の蓋を必ず使用すること)。
 - (c) 阻集器等で構造上トラップを有するもの。

(d) 雨水排水システムのます、または開渠部分からの臭気の発散を防止する場合（雨水排水のみ）。

(e) 上流側の器具が間接排水になっている場合。

(f) その他雲南市が認めた場合。

②溜めます式の防臭トラップますは原則としてその設置を認めない。理由として、維持管理を十分に行わないと、ます内に沈殿物が堆積して臭気が発生する恐れがある。ただし外流しの排水を受けるます、阻集器等に付随しているトラップは除く。



③トラップますを設置する場合の構造及び材質は、次のとおりとする。

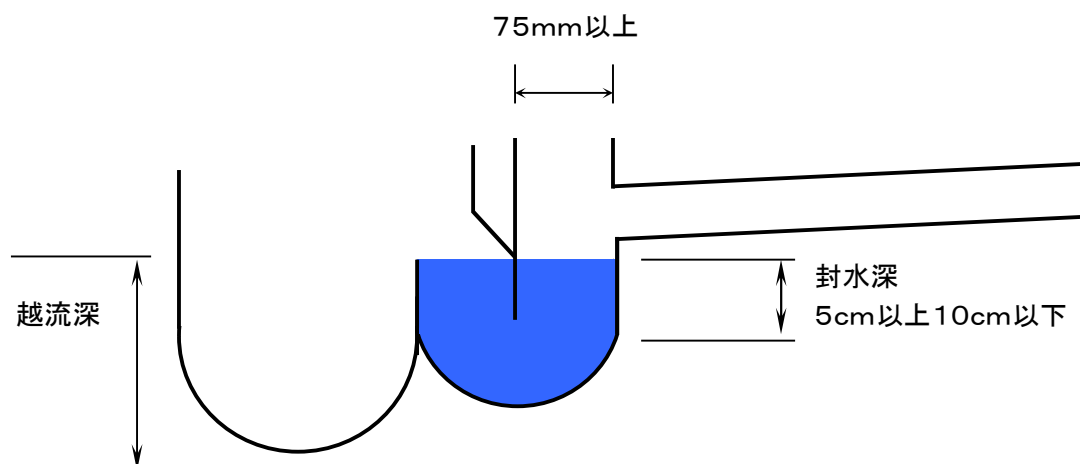
(a) トラップの内径は、75mm以上、封水深5cm以上10cm以下とする。

(b) トラップの構造は自己洗浄機能を有していること。

(c) トラップに掃除口があり、維持管理が容易であること。

(d) トラップの材質、肉厚は管類の規格に適合するものとする。

(e) 本管側の污水がトラップ部へ越流しないよう、十分な越流深を持った構造であること。



④トラップますは以下の場合には設置してはならない。

- (a) トラップ上流に便器が接続されている場合。
- (b) 2重トラップとしてはならない(十分な器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しない)。
- (c) トラップますと、その下流側のますまでの管路延長が、管径の60倍を超える場合。ただし、その間にます、掃除口等が設置してあり、管渠の清掃に支障が無い場合はこの限りではない。

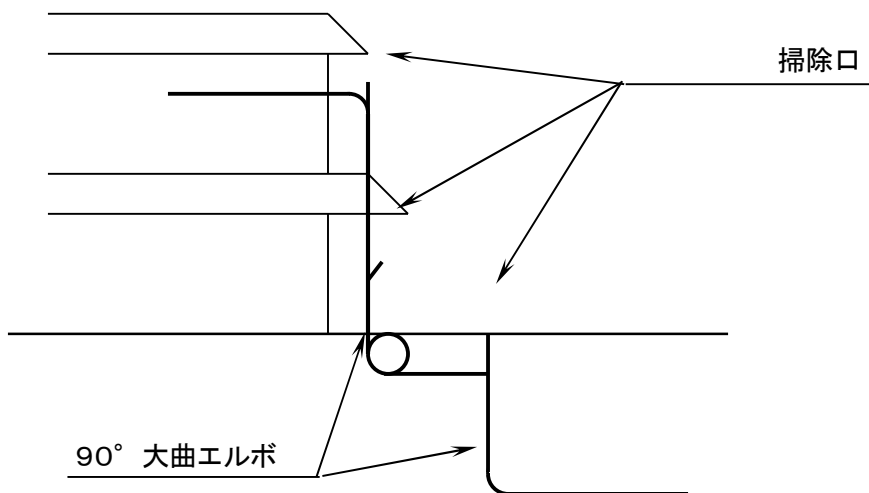
(9) 掃除口

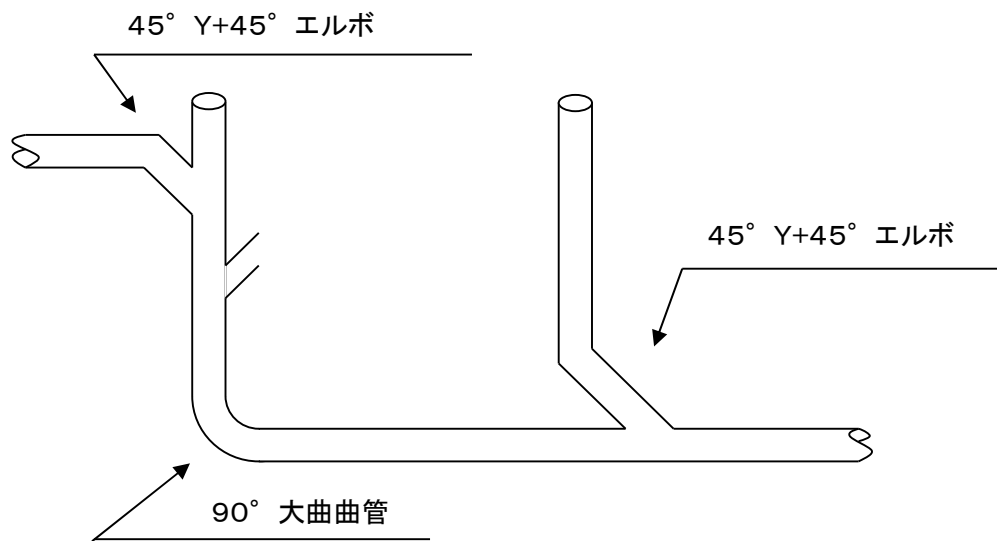
①設置及び構造

掃除口はますを設置する余地の無い場所、排水管の始点及び屈曲点、分岐点等維持管理上、必要に応じて設ける。口径は排水管と同径以上とし、排水管上に設置する。構造は掃除器具が排水管の下流に向けて、容易に挿入できる形で地表まで立ち上げ、密閉できる蓋を取りつける。また、重量物等による破損を防ぐよう適切な措置を講じる。

②形状

排水管に屋内からの排水管が会合する場合は、その取付けは水平に近い角度で合流させ、45° Y字曲管と45° エルボを組み合わせて接合する事を原則とする。排水管が深い場合は、掃除口の取付け部分で排水管を立管とし、立管の下部は90° 大曲エルボを使用する。なお、2階以上の場合も同一とする。



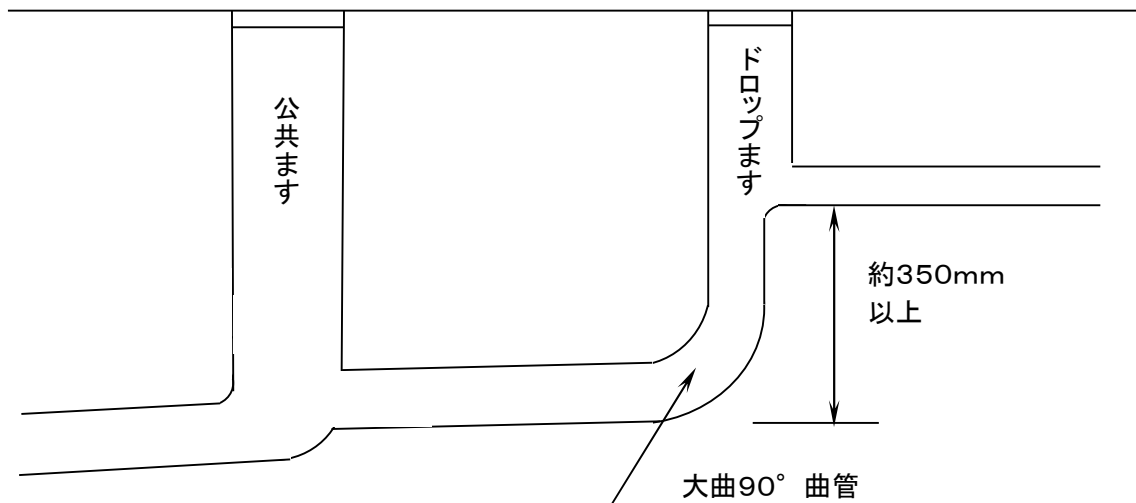


(10) 公共ます接続方法

公共ますと排水管に落差が生じた場合(約350mm以上)ドロップますを使用することができる。
ドロップますを使用する場合、ます下部の曲管は大曲90° 曲管を使用すること。

T字管を使用し掃除口で落差調整を行うことは避ける。

公共ますが落差対応型でないものは、必ず公共ます受口に接続すること。



(11) 浄化槽放流管

浄化槽放流管についても、排水設備の一部であり、勾配2/100以上(最低1/100以上)とすること。ただし屈曲点については点検口は必要ないが、浄化槽本体の浄化機能の妨げとなる屈曲はしないこと。

第4章 施工

1. 屋内排水設備の施工

(1)屋内排水設備の施工については、次の点を考慮して施工すること。

①基本的事項として、建築基準法等関係法令を遵守し、建築物及び付帯設備の施工者と十分に協議し、建築物の構造、強度及び部材に悪影響を与えないようにするとともに排水機能の確保に十分配慮し施工すること。

②配管は適切な材料、工法により施工すること。主な注意点は次の通り。

(a) 管類、継ぎ手類その他使用材料は適正なものを使用すること。

(b) 新設管を既設管に接続する場合、既設管の規格、材質等を十分に調査し、適切な方法で接続すること。

(c) 配管は屈曲部を除き直線上に布設し、偏芯のないよう施工すること。

(d) 排水器具からの過重が配管に過重がかからないよう施工すること。また、偏過重、ひずみのかかる場所では、適切な部材を使用し配管すること。

③便器等の据え付け

大便器、小便器等の衛生器具やその他の器具の取り付けにあたっては、その性能や用途を十分理解しその器具に合った適切な方法で行うこと。

(a) 衛生器具は弾性が極めて小さく、衝撃にもろい物が多いので、運搬据え付け等には細心の注意をはらうこと。

(b) 局部的な、急冷加熱は避けること。

(c) 便器の据え付けにあたっては、便所の大きさ、ドアの開閉方向、用便動作、洗浄方式等を考慮し、適切な方法で行うこと。特に排水口と排水管との接続にあたっては、漏水が無いように注意すること。

④施工中の確認及び施工後の調整

衛生器具の施工中には、締め具合や取り付けの良否の確認を行い、施工後には、器具が正常に使用できるよう調整すること。

(a) 大便器

→排水管と便器の中心線が一致しているか。

→便器の上端が水平になっているか。

→器具とフランジと鉛管を接続する場合の不乾性シールが片寄って締め付けられていないか。

→器具に、配管の過重がかかっているか。

→和風大便器の取り付け高さは床仕上げ面に合っているか。

(b) 小便器

→連立形の取り付け間隔は適当か。

→締め付けは完全か。

(c) 洗面器、手洗い器、流し及び洗浄タンク

→器具の上端が水平になっているか、高さは適当か。

→器具の締め付けが完全か。

→洗浄ハイタンクの蓋はついているか。

⑤器具の調整

(a) 各器具の取り付けが完了した後、使用状況に応じて通水及び排水試験を行うこと。

- (b) 洗浄弁、ボールタップ、水洗、小便器の洗浄水出口等は、ゴミ、砂等が詰まりやすいので、これらを完全に除去すること。
- (c) 器具トラップ、水栓の取り出し箇所、洗浄弁などの接続箇所は、漏水が発生しやすい場所なので、十分に点検すること。

2. 屋外排水設備の施工

(1) 屋外排水設備の施工については、次の点を考慮して施工すること。

①掘削時の注意点

- (a) 掘削は不陸のないよう、直線状に丁寧に掘削すること。
- (b) 掘削箇所の土質、深さ及び現場状況により、必要に応じて土留め工を用いること。
- (c) 掘削地盤の状況に応じて、砂基礎、碎石基礎等の基礎工を施工し、不等沈下の発生や、管の破損を防止すること。

②管布設時の注意点

- (a) 管の布設は直線上に、また管の接合は水密性を保持できるよう管材に適した方法で行うこと。
- (b) 最小土被りは20cm以上確保すること。
- (c) 排水管勾配は100分の2以上を確保すること。ただし、浄化槽については100分の1以上を確保すること。
- (d) 卵形管の施工にあたっては配管の傾きのないよう施工すること。
- (e) ゴム輪受口の接合は配管終了後、ゴム輪のめくれ等ないよう、確認すること。
- (f) 露出配管はできうる限り避ける。やむを得ず露出する場合は薄肉管(VU管)を使用せず、一般管(VP管)を使用すること。その際、場合はまず接合部分にVP-VU変換ソケットを使用すること。

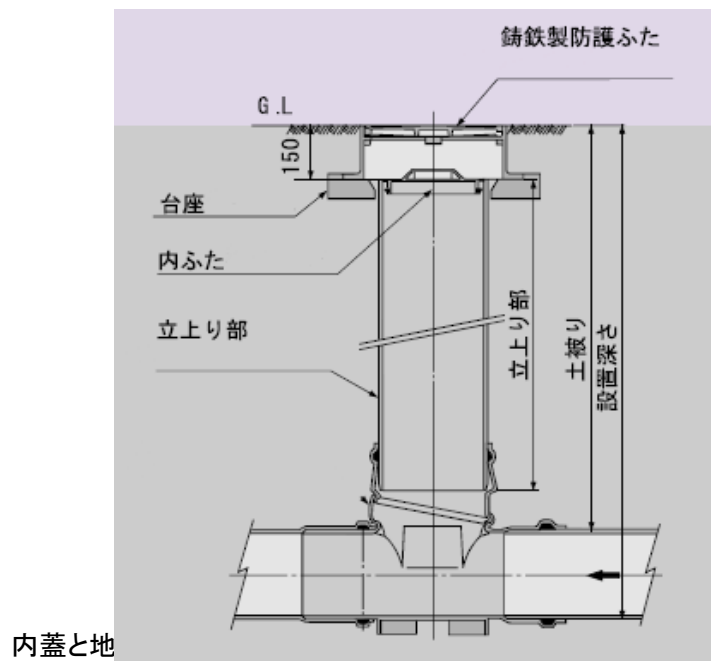
③ます設置時の注意点

- (a) ます間の間隔は管径の120倍以内で設置すること。また、トラップます使用の場合はトラップます下流部の管径の60倍以内でますを設置すること。
- (b) 分岐点、曲部等には必ずますを設置すること。
- (c) 塩ビ製小口径ますを使用の場合は内径150mm以上のますを使用すること。また、下記の点に注意のこと。
- (d) 大便器の合流部は段差つきますを使用し、起点が大便器からの排水の場合は原則として45°曲がりますを使用すること。

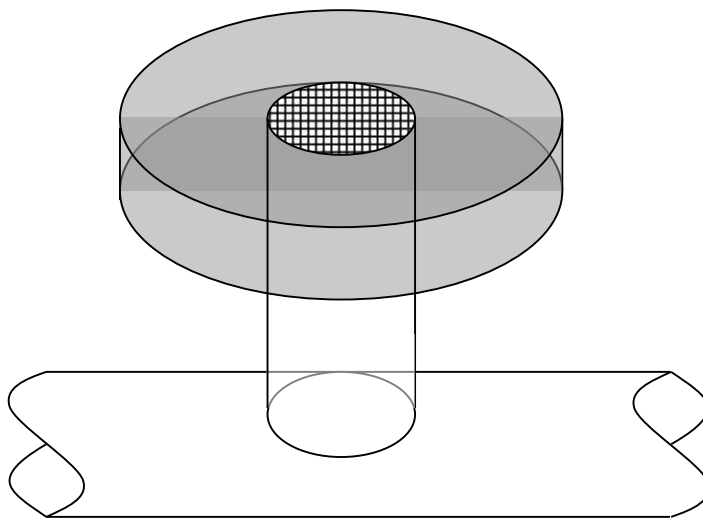
④防護蓋の施工

防護蓋は参考図参照のこと。

参考図(防護蓋の設置)



参考図(未舗装地)



未舗装地で車が通行する場所にますを設置する場合は、ます周囲をコンクリート巻き立て防護等をし不等沈下を防ぐ。

第5章 工事完了検査

1. 現場検査の要領

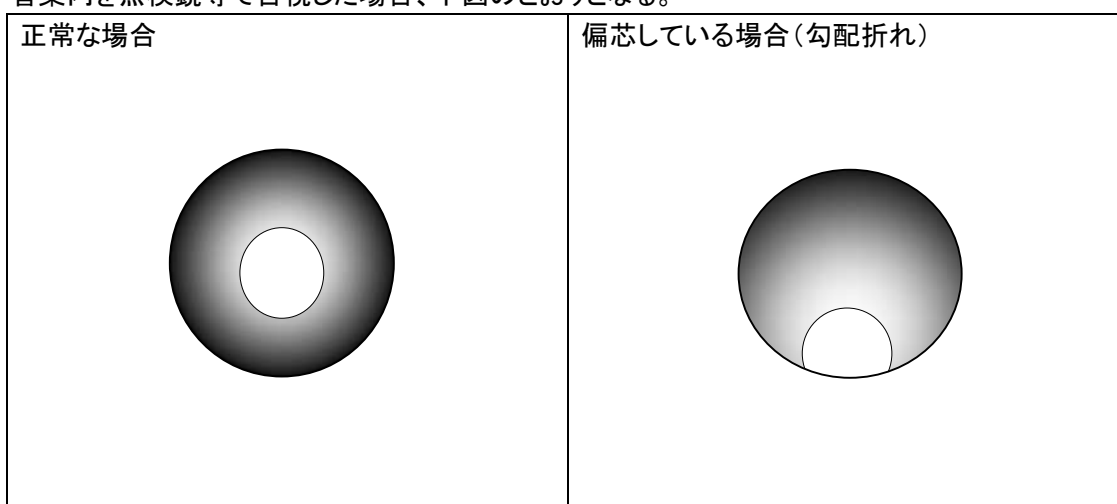
完成検査に先立ち、責任技術者が点検鏡等により管内を目視し、手直し等あれば補修しておくこと。

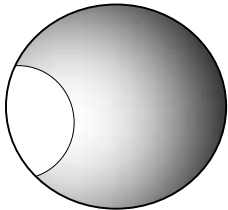
(1) 完成検査は雲南市担当者が下記の項目等について検査する。

- 通水し、滞留なく流れているか。
- ます内で枝管から上流に逆流していないか
- トラップは二重トラップになっていないか
- 排水器具からの配管は図面通りか
- 雨水が流入しない構造になっているか
- 使用材料は規定の材料を使用しているか
- 土被りは20cm以上あるか
- 管渠内にゴミ等ないか
- ゴム輪接合部でゴム輪のめくれはないか
- 管渠内を目視し、管渠の欠け及び変形等ないか
- 図面に明示されている位置にますは設置されているか
- トイレの合流部は45° 段差つき流入ますになっているか
- 起点が大便器からの排水の場合は45° 曲がりますを使用しているか
- 配管とますの接合は隙間なく接合してあるか
- トラップますのトラップ内径は75mm以上か
- トラップますのトラップ上流にはトイレが接続されていないか
- トラップますのトラップから排水器具までの枝管の延長は管径の60倍以内か

(2) 管渠内の確認

管渠内を点検鏡等で目視した場合、下図のとおりとなる。



偏芯している場合(横方向への折れ) 	滞留している場合
--	-----------------

- 検査時、配管の勾配が折れていたり滞留がある場合、雲南市の指示により手直しを行う。
- 検査時、まず、管渠の破損が認められた場合、手直しを行い、再検査を行う。
- 軽微な手直しについては写真撮影を行い、雲南市に提出すること。

第6章 公共ますの設置

1. 公共ます施工時の注意事項

(1) 公共ます材料

ますは塩化ビニール製口径200mm、3方向流入または落差対応ますを原則とし、ますの流入流出管径は雲南市と協議のうえ決定する。また、公共ますは基本的にゴム輪受け口とする。

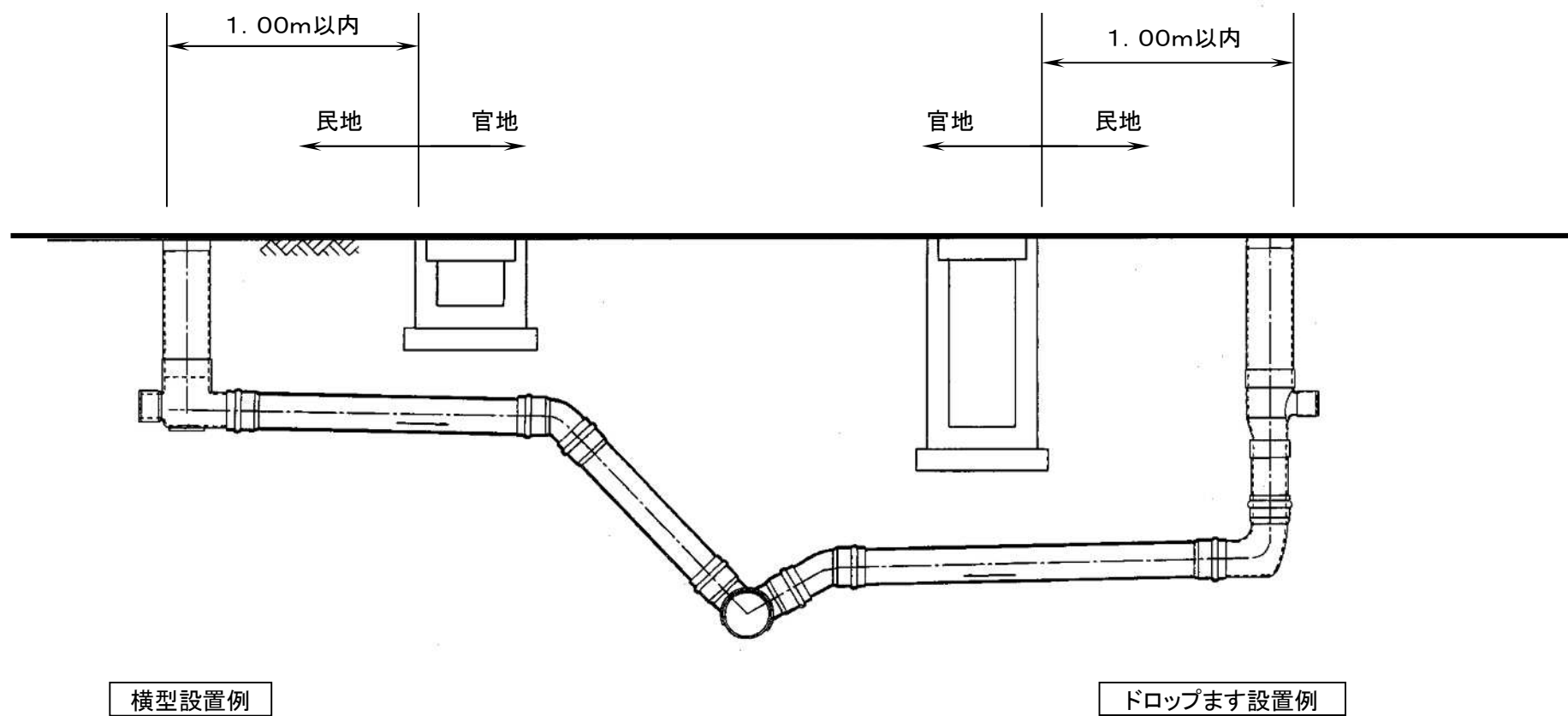
ますの種類は通常は横型ますとし、下水本管埋設深さが深い場合、ドロップますを使用する。

(2) 施工時の注意事項

公共ます設置深さは標準及び最小深さを800mmとし、宅内排水設備の最終ます計画深さを考慮して設置する。

公共ますは必ず垂直水平に設置すること。

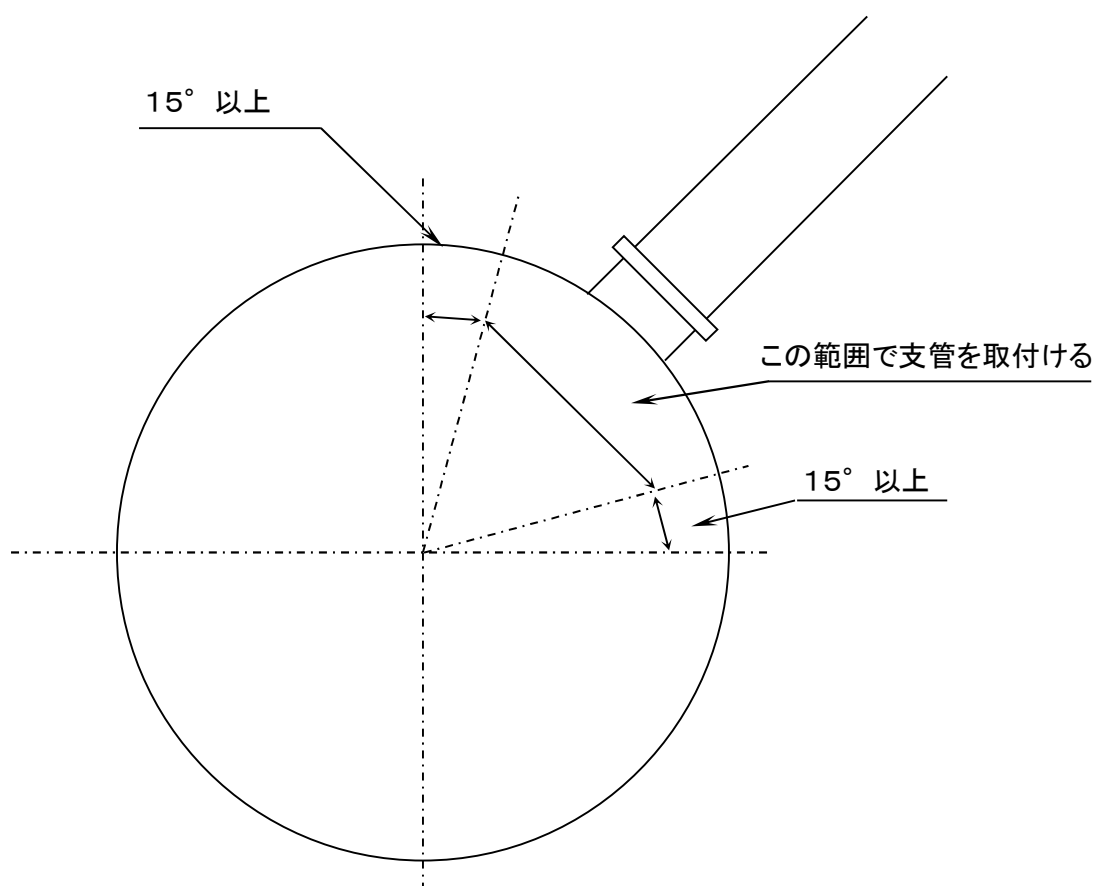
(3) 公共ます設置及び取付管布設標準図



2. 取付管の布設

①支管取付

- (1) 支管材料は可とう性取付支管を使用する。
- (2) 支管取付け部分は漏水の原因として最も多いため、施工手順を必ず遵守し、完全な施工を図る。
- (3) 支管の取付角度は下図を参照のこと。



②取付管布設

- (1) 使用管材は全てゴム輪受口管を使用する。
- (2) 取付管の勾配は標準 1 % 以上とする。

第7章 申請及び完了手続き

1. 排水設備新設等確認申請書の提出

排水設備の新設等を行うときは、排水設備新設等確認申請書(以下「申請書」という。)を雲南市に提出し、確認を受けること。また、除害施設新設等届を提出する場合は申請書と同時に提出すること。

排水設備工事の確認申請図書

排水設備新設等確認申請書 (様式第3号)		雲南市様式のもの	
添付書類	位置図	申請地及び隣接地等(住宅地図等で良い)	
	平面図	図面の凡例 表記事項等	縮尺1/100
			図面の凡例
			申請地の境界
			申請地内の建物及び台所、便所等污水排水施設の位置
			申請地の公共ますの位置または浄化槽の位置
			管渠の管種、勾配、距離
			宅内ますの種類
			ポンプ施設の位置
			雨水排水系統
			その他、下水排除状況を明らかにするために必要な図面
	縦断図	地盤高、土被り、管底高、勾配及び管体距離が明示してあるもの	
		管渠の大きさ、接続させるますが明示してあるもの	
		特別な場合を除き、既設の施設も明示する	

※必要に応じて以下の書類を添付

- ・同意書(他所の排水設備を使用する場合や公共ますを共同で使用する場合に提出する。
なお、必要に応じ、第三者に譲渡した場合、誓約事項を承継する旨を記載すること)
- ・除害施設新設届、特定施設設置届(設置する場合のみ)
- ・構造詳細図(除害施設、ポンプ施設等設置する場合)
- ・集中一括排水システム、グリーストラップ等の阻集器や強制排水施設等の特殊設備を設置する場合は、誓約書並びに必要なに応じて設置する製品の構造性能等がわかる書類(仕様書、計算書等)。
- ・確約書(排水設備の一部が下水道に接続されない場合、今後一年以内に接続すること、

下水道使用料について、雲南市下水道使用料の算定基準(従量制)により納付する旨記載されていること)

2. 使用開始届、工事完了届の提出及び工事完了検査

必要事項を記入の上、工事完了後5日以内に雲南市へ提出のこと。排水設備工事の完了と開始が同時の場合は、完了後5日以内に使用開始届、工事完了届を同時に提出し、雲南市の検査を受ける。排水設備が一部接続された場合は、使用開始届を接続後5日以内に提出し、雲南市の検査を受ける。残工事が終了し、すべての工事が完了後、工事完了届を提出し再検査を行う。

完了届、使用開始届の記入要領は次のとおりとする。

- ①届出者は確認申請書の申請者と同一とする。
- ②施工業者は確認申請書と同一とする。
- ③工事種別は確認申請書と同一とする。
- ④工事区分とは次のとおりとする。
 - (a) 開始とは、排水設備を新設、増設又は改築した場合に記入すること。
 - (b) 廃止とは、排水設備を撤去した場合に記入すること。
 - (c) 休止とは、排水設備の使用を一時的に取りやめる場合に記入すること。
 - (d) 再開とは、(c)で休止していた施設を再度使用する場合に記入すること。
- ⑤設置場所は設置場所の住居表示もしくは地番により記入する。該当地番をすべて記入し、〇〇番地〇〇等孫番まで詳細に記入すること。なお、ビル、アパート、会社及び商店についてはその名称まで記入すること。
- ⑥水道メーター個数は該当の排水設備に流入する水道メーターについてはすべての数を記入すること。
- ⑦使用者氏名は、個人の場合は個人の氏名を記入すること。アパート、雑居ビルなどについては、水道メーターごとに使用者を記入すること。
- ⑧使用戸数は、アパート、雑居ビル等にあつては対象戸数を記入すること。
- ⑨使用場所は、該当する項目がない場合、必ずその他の欄に記入すること。
- ⑩開始年月日は、汲み取り便所、水洗便所の場合には排水設備工事が終わり下水道または個別浄化槽に流入することとなった日とする。新築等上水道を同時に引き込みをする場合には、排水設備の現場が終わった日、または上水道の開栓日のいずれか遅い方とする。
- ⑪位置図、完工平面図、縦断図を添付すること(下水道使用料金体系が使用水量による場合は、水栓番号検索表により雲南市水道局で必ず水道番号等を確認し、完了届に添付すること)。

[参考資料]

様 式 集

平成 年 月 日

雲南市長様

排水設備新設等確認申請書

申請者
住所

氏名 印

電話番号 自治会名

排水設備を設置したいので、次のとおり申請します。

工 事 種 別	☐ 新設 ・ ☐ 増設 ・ ☐ 改築				
排 水 処 理 施 設	☐ 下水道・ ☐ 農集・ ☐ 簡排・ ☐ 浄化槽・ ☐ コミプラ 処理区（ ）				
設 置 場 所	雲南市 町		番地		
使 用 者	住所 雲南市 町		氏名		印
	(申請者と同一の場合は記入押印不要)				
接続形態(宅地内)	☐ 全部・ ☐ 一部	公 共 桟	☐ 有・ ☐ 申請中	改造資金貸付の有無	☐ 有・ ☐ 無
建 物 用 途	☐ 住宅・ ☐ 事務所・ ☐ 飲食店・ ☐ 店舗・ ☐ その他（ ）				
使 用 水 区 分	☐ 水道・ ☐ 自家水・ ☐ 水道自家水併用・ ☐ その他（ ）				
世 帯 の 状 況 (世帯主が複数の場合)	世 帯 主 名		世 帯 人 数 (使用人数)		
着 工 予 定	平成 年 月 日		完 了 予 定	平成 年 月 日	
土地所有者等の承諾	住所 雲南市 町		氏名		印
	(申請者と同一の場合は記入押印不要)				
家屋所有者の承諾	住所 雲南市 町		氏名		印
	(申請者と同一の場合は記入押印不要)				
指 定 工 事 店	工事店名 印		責任技術者 印		
	住所		(電話)		
そ の 他 特 筆 事 項					

- ※1. 太線の中だけ記入して下さい。
2. 工事種別・接続形態・公共桟・改造資金貸付の有無・建物用途使用水区分の欄は、該当の個所をレ印で記入下さい。
3. 排水設備及び放流管等の設置に際しては、設置する土地の所有者等利害関係者の承諾を得てから申請して下さい。
(土地所有者等とは、土地所有者及び借地権を有する者をいいます。)
4. この申請書には、雲南下水道排水設備指定工事店が作成した設計図書を添付して下さい。
5. 世帯の状況欄は、自家水、水道自家水併用で一つの排水設備に複数の世帯を接続される場合、その状況を記入してください。
(使用人数を住民基本台帳より抽出するため、世帯主の確認が必要です。)

上記申請に基づき次のとおり決定してよろしいか。				受付	
課長	GL	担当	合議		
決 定 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない		受 付 年 月 日	平成 年 月 日	
指示事項等			確 認 番 号	第 号	
			確 認 年 月 日	平成 年 月 日	
			地 図 番 号		使用開始年度

平成 年 月 日

雲南市長様

排水設備工事完了届

届出者 住所

氏名

印

電話番号

自治会名

排水設備工事が完了したので、次のとおり申請します。

工 事 種 別	☐ 新設 ・ ☐ 増設 ・ ☐ 改築																									
届 出 区 分	☐ 開始・ ☐ 廃止・ ☐ 休止・ ☐ 再開																									
排 水 処 理 施 設	☐ 下水道・ ☐ 農集・ ☐ 簡排・ ☐ 浄化槽・ ☐ コミプラ 処理区（ ）																									
設 置 場 所 ビル・アパート 店 舗 名 称 等	雲南市 町 番地																									
使 用 者 氏 名											水道メーター	個														
水 道 番 号 (水道需用者コード)											-					水道メーター 番 号										
接続形態（宅地内）	☐ 全部 ・ ☐ 一部										使 用 戸 数	戸														
確 認 年 月 日	平成 年 月 日					確 認 番 号		第 号																		
完 了 年 月 日	平成 年 月 日					検 査 希 望 年 月 日		平成 年 月 日																		
使 用 水 区 分	☐ 水道・ ☐ 自家水・ ☐ 水道自家水併用・ ☐ その他（ ）																									
世 帯 の 状 況 (世帯主が複数の場合)	世 帯 主 名								世 帯 人 数 (使用人数)																	
建 物 用 途	☐ 住居・ ☐ 事務所・ ☐ 飲食店・ ☐ 店舗・ ☐ その他																									
開 始 年 月 日	平成 年 月 日																									
指 定 工 事 店	工事店名 印 責任技術者 印 (電話番号)																									

※ 使用場所については位置図(略図)を開始届裏面に記載のこと。

※ 水道番号検索表を添付すること（雲南市水道局で検索してください。）

上記申請に基づき検査結果は次のとおりでした。						
課長	G L	担当	合議	備考		受付
				地 図 番 号		
				供用開始年度		
検 査 結 果	☐ 合格 ☐ 不合格			確 認 番 号	第 号	
指 示 事 項 等				検 査 年 月 日	平成 年 月 日	
検 査 員				検 査 済 証 交 付	平成 年 月 日	

水 栓 番 号 検 索 表

申請日 平成 年 月 日

給 水 装 置 の 所 在 地	雲南市
給水装置の所有者または水道使用者	
設置してある水道メーターの口径及び番号	口径 mm ・ NO.
排水設備工事施工業者名及び申請者氏名	
給水装置工事（水道工事）施工の有無	有 無
給 水 装 置 工 事 事 業 者 名	

※上記太線枠の中だけ排水設備施工業者で記入してください。

水 道 番 号										-			
メ ー タ ー 番 号													

検索者

施工業者はこの検索表により水道局で必ず水道番号等を確認し、完了届に添付してください。

雲南市長様

下水道等使用開始届

届出者 住所
氏名

印

電話番号

自治会名

排水処理施設の使用を次のとおり届け出ます。

工 事 種 別	☐ 新設・ ☐ 増設 ・ ☐ 改築 (☐ 市町村設置型浄化槽廃止)		届出確認番号	確認	第	号
排 水 処 理 施 設	☐ 下水道・ ☐ 農集・ ☐ 簡排・ ☐ 浄化槽・ ☐ コミプラ 処理区 ()					
設 置 場 所 ビル・アパート 店 舗 名 称 等	雲南市 町 番地					
使 用 者 氏 名 (納 税 義 務 者)					水道メーター	個
水 道 番 号 (水道需用者コード)					水道メーター 番 号	
接続形態(宅地内)	☐ 全部 ・ ☐ 一部				使 用 戸 数	戸
◎使用開始する場所が貸家(アパート・貸ビル等)の場合で個々に水道が設置されている時は、裏面に実際に使用している者(借家人等)の氏名、部屋番号及び上水道需用者コード、水栓番号を記入して下さい。						
使 用 水 区 分	☐ 水道・ ☐ 自家水・ ☐ 水道自家水併用・ ☐ その他 ()					
世 帯 の 状 況 (世帯主が複数の場合)	世 帯 主 名			世 帯 人 数 (使用人 数)		
建 物 用 途	☐ 住宅・ ☐ 事務所・ ☐ 飲食店・ ☐ 店舗・ ☐ その他					
開 始 年 月 日	平成 年 月 日					
浄 化 槽 の 種 類 (浄化槽の場合は記入)	メーカー 型 式			人槽	人槽	
下 水 道 料 金 支 払	支払方法	☐ 口座振替 ☐ 納入通知書	送付先 (届出者住所と異 なる場合等)			
指 定 工 事 店	工事店名 印 責任技術者 印 住所 (電話番号)					

※ 使用場所については位置図（略図）を裏面に記載のこと。
※ 納税義務者：口座振替依頼書の納税義務者名を記入してください。

電 算 登 録	上記申請に基づき次のとおり賦課してよろしいか。					
	課長	G L	担当	合議		受付
決裁	平成 年 月 日	起案	平成 年 月 日	受付	平成 年 月 日	

平成 年 月 日

雲南市長様

排水設備設置延期申請書

申請者

住所

氏名

印

電話番号

自治会名

期間内に排水設備が設置できないので、次のとおり延期を申請します。

排水処理施設	☐ 下水道・ ☐ 農集・ ☐ 簡排・ ☐ 浄化槽・ ☐ コミプラ 処理区（ ）		
設置場所	雲南市	町	番地
公示設置期限	平成 年 月 日		
延期期間	平成 年 月 日まで（平成 年 月）		
<u>延期理由</u> 			

上記申請に基づき次のとおり決定してよろしいか。				受付	平成 年 月 日
				番号	第 号
部長	課長	担当	合議	起案	平成 年 月 日
				決裁	平成 年 月 日
				通知	平成 年 月 日
決定区分		☐ 承認する ☐ 承認しない			
指示事項等					

[参考資料]

図面作成要領

設 計 図 の 記 載 数 値

種 別	単 位	記 入 数 値	記 載 例
管 路 延 長	m	小数点以下2位まで	7. 85
マンホール、ますの寸法	cm		45
管 径 (呼 び 径)	mm		150
管 の 勾 配		小数点以下2位まで	1. 5／100
掃 除 口 の 口 径	mm		75
ます、マンホールの深さ	cm		43
ま す の 天 端 高	cm		(+15)

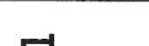
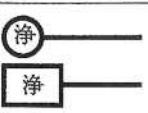
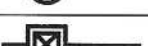
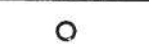
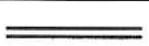
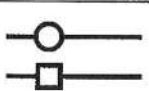
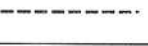
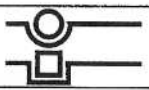
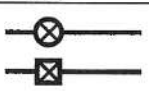
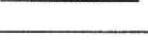
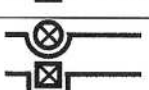
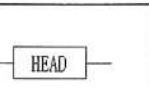
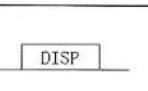
注1 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

2 管路延長は小数点以下2位を0か5にまとめる(二捨三入、七捨八入)。

設 計 図 の 縮 尺

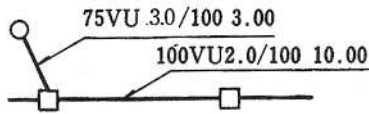
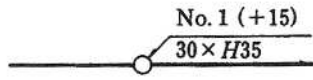
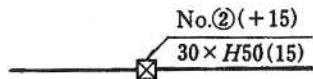
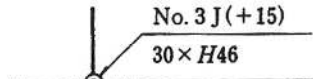
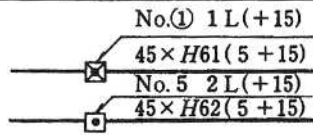
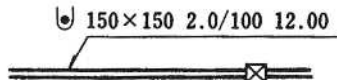
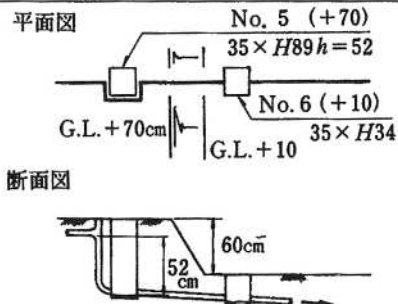
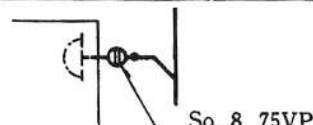
位 置 図	住宅地図は1／3000以上
平 面 図	1／100以上
縦 断 面 図	縦1／10以上、横1／100以上
配 管 立 図	1／200以上
構 造 詳 細 図	1／20以上

設計図の記号の例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底部有孔ます		丸ます 角ます
床 排 水 口			公 共 汚 水 ます		
ト ラ ッ プ			公 共 雨 水 ます		
掃 除 口			側溝（道路）		
露 出 掃 除 口					
阻 集 器			トラップます		丸ます 角ます
排 水 管			雨 ど い		
通 気 管			境 界 線		黒又は青
立 管			建 物 外 壁		同上
排 水 溝 (宅地内)			建 物 間 仕 切 り		同上
汚 水 ます		丸ます 角ます	新設管（合流管 又は汚水管）		赤 色
ドロップます (汚水)		丸ます 角ます	雨 水 管		緑 色
分 離 ます			撤 去 管		橙 色
雨 水 ます		丸ます 角ます	既設又は在来管		青…合流管又は 汚水管 緑…雨水管
ドロップます (雨水)		丸ます 角ます	鋼 管	GP	
陶 管	TP		鑄 鉄 管	CIP	
陶 製 卵 形 管	ETP		耐 火 二 層 管	FDP	
鉄 コンクリート管	CP		強化プラスチック 複 合 管	FRPM	
浸透ます			浸透管		緑色
床下集合配管 部			ディスポーザー (排水処理シ ステム型)		

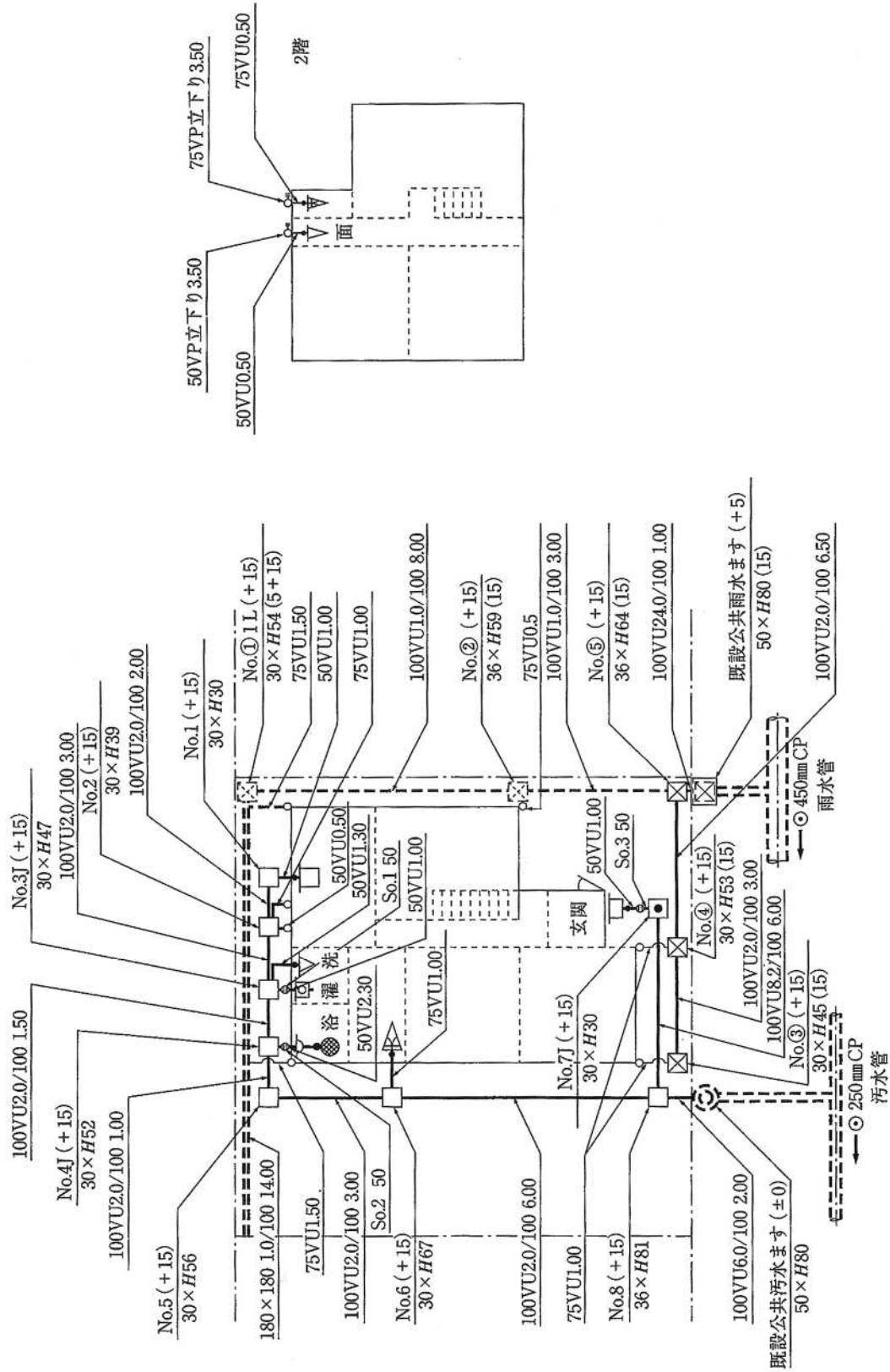
注 既設のます等は、青色実線で表示する。

平面図の記載方法の例

種 別	記 載 内 容	記 載 例
排 水 管	管 径 管 種 こ う 配 延 長	
汚水ます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ	
雨水ます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 泥だめの深さ	
トラップます (J形, T形)	ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ	
トラップます (1 L形, 2 L形)	ます番号 形 式 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ トラップ封水深 泥だめ深	
排 水 (U 形)	内のり 深 さ こ う 配 延 長	
ドロップます	ます番号 天 端 高 内 径 (内のり) 深 さ 落 差	
掃 除 口	掃除口番号 口 径	
露出掃除口	掃除口番号 口 径 管 種	
トラップ付掃除口	掃除口番号 口 径 管 種	

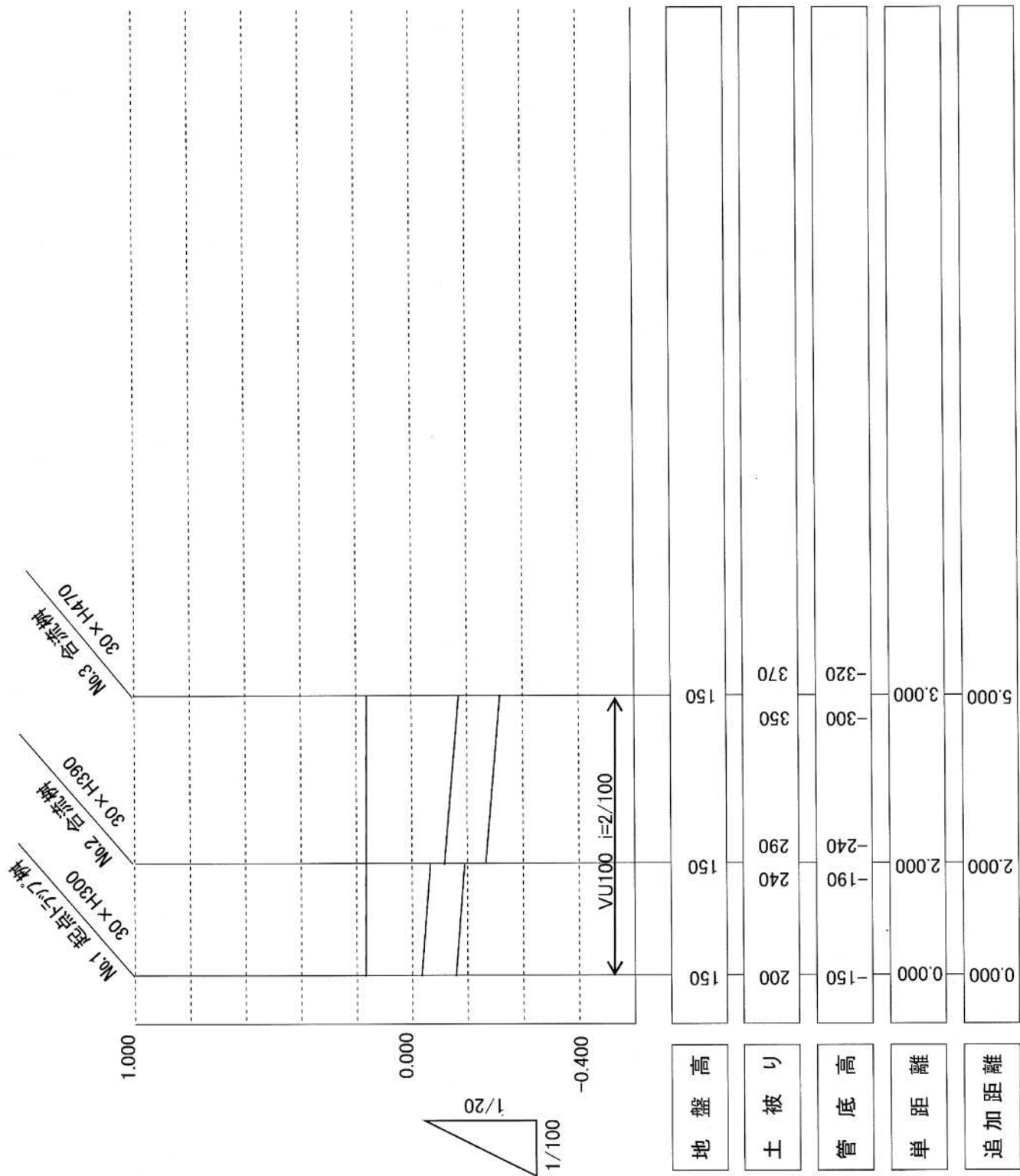
注 雨水ますのます番号は○で囲む表示とする。

平面図記入例



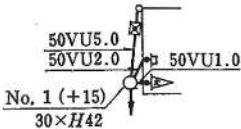
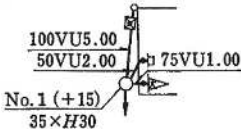
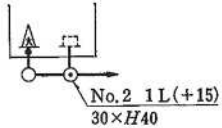
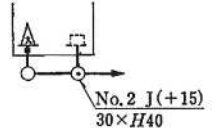
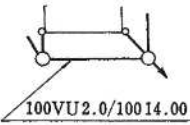
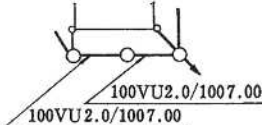
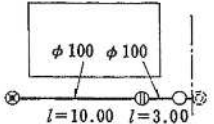
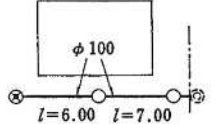
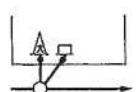
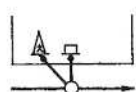
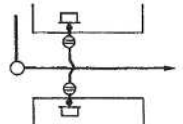
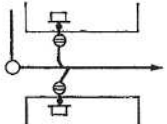
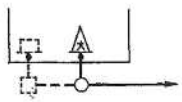
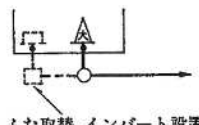
- 注1 ますの上流と、下流には管底差をつける。汚水ますでは、汚物等の戻りがあるので便所からの排水管との会合点に設けるますは、特に落差を必要とするためますは5 cmとし、他は2 cmとした。雨水ますは2 cmとした。
- 2 既設公共汚水ますの天端高を仮水準点（天端高を±0 m）とする。破線は既設を示す。

縦断図記入例



誤りやすい設計例

a 合流式及び分流式，合流共通

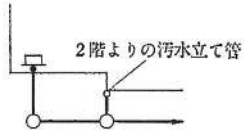
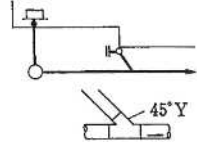
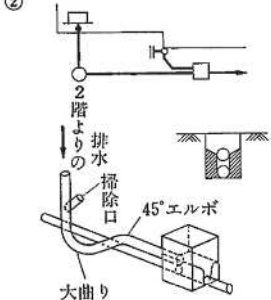
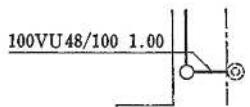
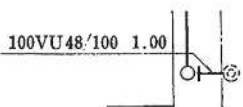
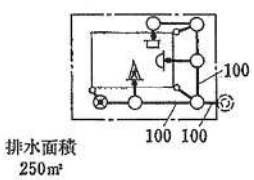
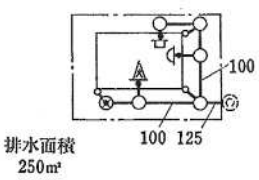
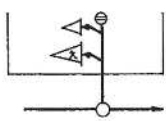
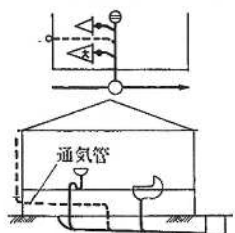
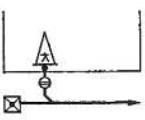
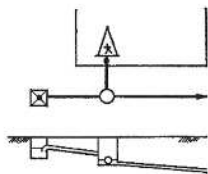
誤っている設計	正しい設計	説 明
		排水管の最小径，ますの大きさの規定に従う。
		敷地雨水排水を目的としてU形側溝を使用する場合は必ず雨水ますで受けて排水する。
		便所の汚水が流入する排水管に流し等からのトラップを有しない排水管を接続する場合はJ形トラップます又はT形トラップますを設置する。
		排水管管径の 120 倍を超えない範囲内にますを設置する。 (下水道法施工令第 8 条)
		ますとますの間の距離が排水管管径の 120 倍を超える場合には掃除口ではなくますを設ける。
		排水管の流れに支障をきたさないように接続する。
		3 方向からの排水をまとめて 1 方向へ流すと同時排出による流れの乱れや固形物の停滞により悪影響が出るので接続位置をずらす。 (会合点でますを設置できない例)
		既設のます及び排水管が使用できる場合に，有孔ふたは，密閉ふたに替え，底部にインパートを設置する。 ふた取替、インパート設置

誤りやすい設計例2

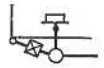
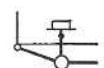
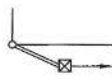
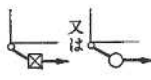
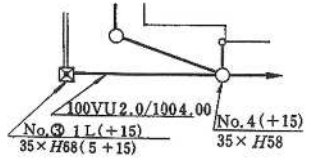
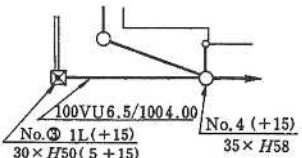
b 分流式

誤っている設計	正しい設計	説 明
		洗濯機の排水を雨どいや雨水管に接続してはならない。必ず汚水管に接続させる。
		外流しにはトラップを設置し、汚水管に接続させる。
		管の交差部分の平面図は排水管が立体的に交差していることを表示する。 (接続方法としてはよい)
		LU形側溝へ雨水管を接続する場合は維持管理用のふたを有する箇所とする。
		分流区域内のガソリンスタンドの屋根の雨水は床面に流出させず雨水管又は側溝等の雨水排水施設に接続する。

好ましくない設計例

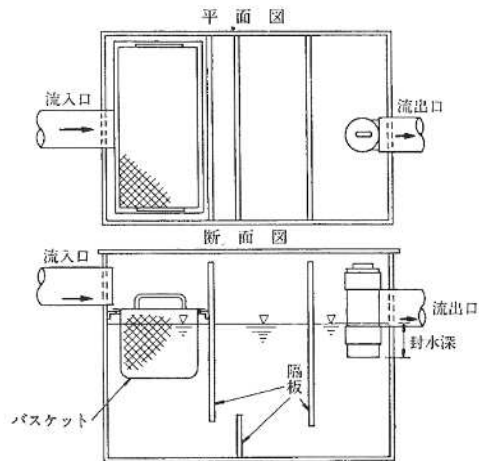
好ましくない設計	好ましい設計	説明
	①  ② 	2階からの排水立て管とますが接近している場合、ますに直結すると汚物がます内に飛散する。 この場合は図①のように 45° Y の継手により接続するか、図②のように上流からの管と上下並行になるように管を布設し、インバートの天端（肩）の高いますに接続することが望ましい。
		公共ますと汚水ますの落差が大きく近接している場合は、ドロップますか底部有孔ますとすること。
		合流管の管径はその管が負担する排水面積を考慮して定める。 (合流式の例)
		大便器が接続している排水横枝管に他の排水器具を接続するとトラップの封水が破られやすくなるので個別に排水管又はますに接続させるか通気管を設ける。
		大便器が接続する管の上流に雨水ますがある場合は汚物が逆流しないようにますを設けステップを大きくして、できるだけ設置間（3 m程度）を離す。

好ましくない設計例2

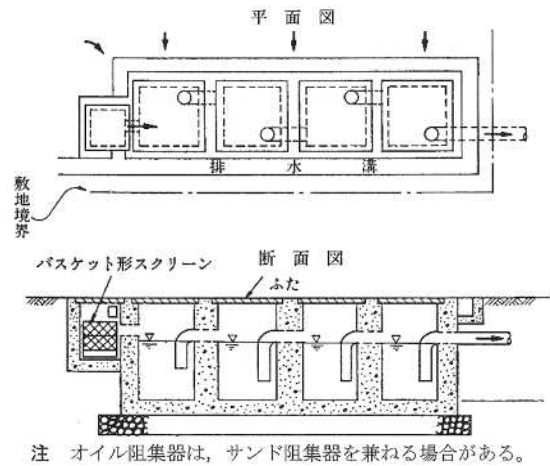
好ましくない設計	好ましい設計	説 明
		雨どい排水は、特別な場合を除き雨水ますの設置を必要としなし。 (合流式)
		雨どいの排水管を開きよにすることは、誤りではないが、維持管理上、暗きよがよい。
		起点ますは、できるだけ浅くし、こう配で調整するようにする。 (最小土かぶりは 20 cm) (合流式)

阻集器の種類

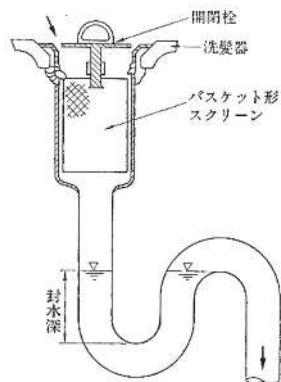
グリース阻集器



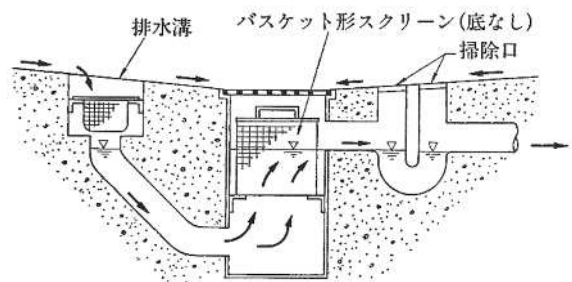
オイル阻集器



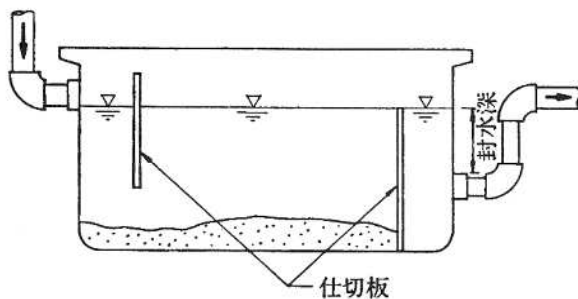
ヘア阻集器



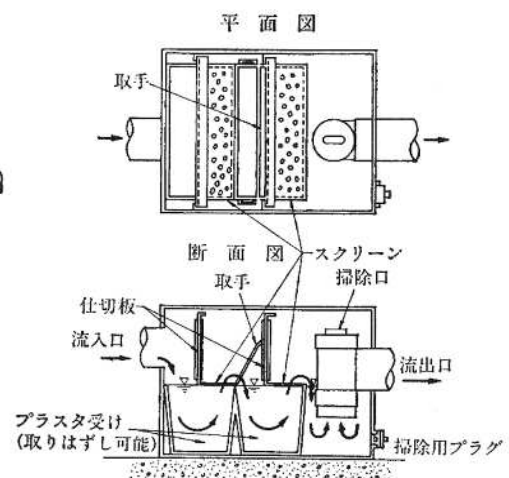
ランドリー阻集器



サンド阻集器

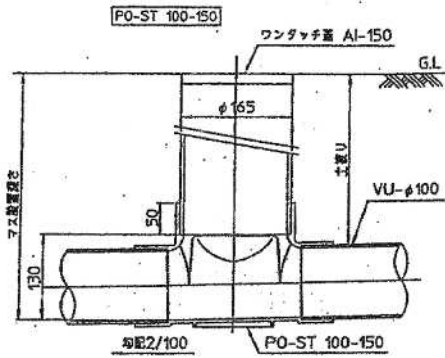


プラスタ阻集器

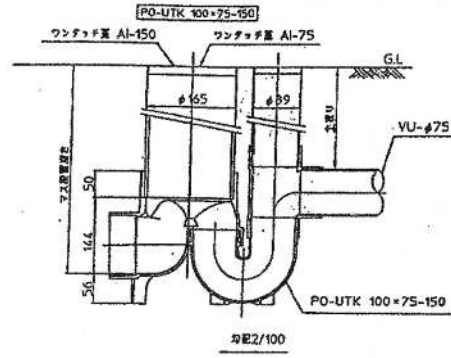


汚水ます標準図

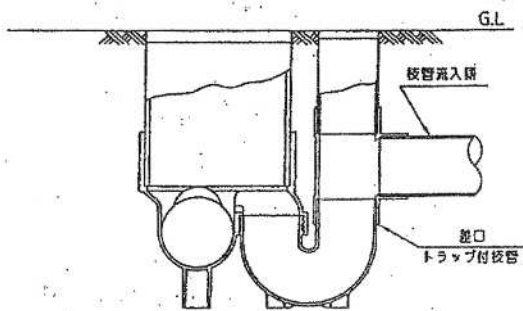
小口径ます



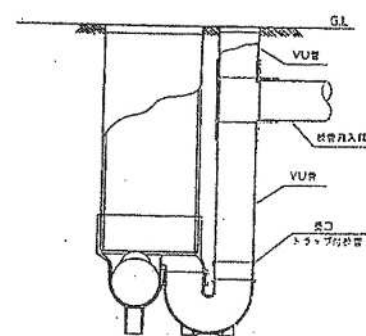
起点Uトラップます



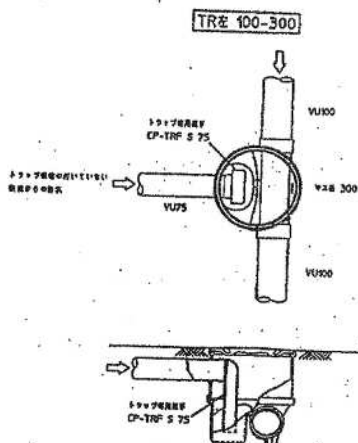
Uトラップます (浅型)



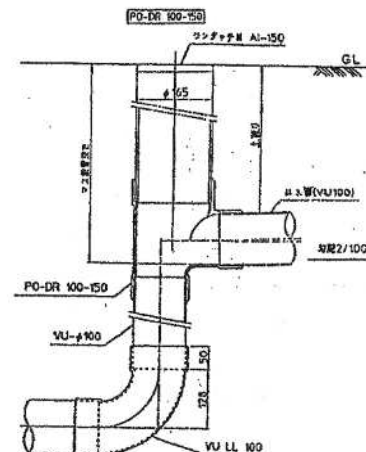
Uトラップます (深型)



トラップます



ドロップます



[参考資料]

除 害 施 設 設 置 要 領

除害施設の設置について

1. 水質規制

工場や事業所からは、さまざまな排水が排出され、この中には原料、中間生成物、製品の一部も含まれ、畜産業、洗濯業、病院等の事業所からも各種廃水が発生する。下水道法では悪質な下水に対して水質の規制を行っており、あらかじめ処理をしたうえで下水道施設に排除しなければならない。この排出下水を規制基準に適合させるために設ける施設を「除害施設」という。

除害施設は下記の3項目の目的で設ける。

①下水道保護のための除害施設の設置について(条例第10条)

上記について、下記の項目がある。

1	温度	45℃未満
2	水素イオン濃度	水素指数5を越え9未満
3	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	ア 鉱油類含有量 5mg/1ℓ未満
		イ 動植物油脂含有量 30mg/1ℓ未満
4	ヨウ素消費量	220mg/1ℓ未満

以上の項目は公共下水道を使用する全てのものが対象となり、1日あたりの平均的な下水の量が50立方メートル未満のものは適用しない。

②特定事業場からの下水の排除の制限について(条例第11条)

上記について、下記の項目がある。

1	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1ℓにつき380mg未満
2	水素イオン濃度	水素指数5を越え9未満
3	生物化学的酸素要求量	1ℓにつき5日間に600mg未満
4	浮遊物質	600mg/1ℓ未満
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	ア 鉱油類含有量 5mg/1ℓ未満
		イ 動植物油脂含有量 30mg/1ℓ未満
6	窒素含有量	240mg/1ℓ未満
7	りん含有量	32mg/1ℓ未満

特定事業場から排出される下水に係る上記に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合には、上記の表に係らず、それぞれ下記に規定する緩やかな排水基準とする。

1～4について、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く)に直接排除された場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律138条)の規定による総理府令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

5又は6に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除された場合においては、水質汚濁防止法の規定による総理府令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準が適用されるとき。

③水質保全のための除害施設の設置(条例第12条)

上記について下記の項目がある。

処 理 困 難 物 質	健	1	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/1ℓ以下
		2	シアン化合物	シアン 1mg/1ℓ以下
		3	有機りん化合物	1mg/1ℓ以下
		4	鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/1ℓ以下
		5	六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/1ℓ以下
		6	ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.1mg/1ℓ以下
	康 項 目	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/1ℓ以下
		8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
		9	ポリクロロネイテッドビフェニル(PCB)	0.003mg/1ℓ以下
		10	トリクロロエチレン	0.3mg/1ℓ以下
		11	テトラクロロエチレン	0.1mg/1ℓ以下
		12	ジクロロメタン	0.2mg/1ℓ以下
		13	四塩化炭素	0.02mg/1ℓ以下
		14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/1ℓ以下
		15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/1ℓ以下
		16	シス-1,2-シクロロエチレン	0.4mg/1ℓ以下
		17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/1ℓ以下
		18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/1ℓ以下
		19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/1ℓ以下
		20	テトラメチルチウラムジスフィルト(チウラム)	0.06mg/1ℓ以下
		21	2-クロロ-4,6,ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(シマジン)	0.03mg/1ℓ以下
		22	S-4 クロロベンジル=N,N-ジエチルオカルバマート	0.2mg/1ℓ以下
		23	ベンゼン	0.1mg/1ℓ以下
		24	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/1ℓ以下
		25	ほう素及びその化合物	ほう素 10mg/1ℓ以下
		26	ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg/1ℓ以下
		27	1,4-ジオキサン	0.5mg/1ℓ以下
	環 境 項 目	28	フェノール類	5mg/1ℓ以下
		29	銅及びその化合物	銅 3mg/1ℓ以下
		30	亜鉛及びその化合物	亜鉛 2mg(5mg*)/1ℓ以下
		31	鉄及びその化合物(溶解性)	鉄 10mg/1ℓ以下
		32	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/1ℓ以下
		33	クロム及びその化合物	クロム 2mg/1ℓ以下

処理可能物質等	34	温度	45℃未満
	35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1ℓにつき 380mg未満
	36	水素イオン濃度(pH)	水素指数 5 を越え 9 未満
	37	生物化学的酸素要求量	5 日間につき 600mg/1ℓ未満
	38	浮遊物質	600mg/1ℓ未満
	39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
		ア 鉱油油脂類含有量	5mg/1ℓ以下
		イ 動植物油脂類含有量	30mg/1ℓ以下
	40	窒素含有量	240mg/1ℓ未満
	41	りん含有量	32mg/1ℓ未満
	42	全各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道に関する排水基準が定められたもの(第 37 号に類似する項目及び大腸菌群数を除く)	
	43	ダイオキシン類	10pg-TEQ/1ℓ以下

28～42 について、下水の量が1日あたりの平均的な下水の量が 50 立方メートル未満のものは適用しない。

43 ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者を対象とする。

* 電気めっき業、金属鉱業、下水道業(暫定排水基準適用期間延長 平成28年12月10日まで)

2. 事前調査

①事業場の規模及び操業形態

除害施設の計画は工程ごとに計画を定めるとともに、将来計画も踏まえた上で設計すること。また、用地の大小によって採用できる処理方法が限定されるため、施設用地についても将来の計画を調査し、将来生産規模の拡大が予定されている場合には、これに対応して用地を確保しておく必要がある。

②排水の発生量及び水質

廃水量、濃度、水質は時間的、季節的な変動する可能性があるため、詳細に調査を行うこと。また、調査はできるだけ実測が望ましいが、新規の事業場等は同業種、同規模の施設を参考にする。

③廃水量の低減及び低減及び水質改善

廃水量の低減及び水質改善を行うことにより、除害施設の負荷の低減、場合によっては除害施設が不要となる場合もありうることから、除害施設の設置を計画する前にこれらについて検討する。

④処理水の再利用及び有用物質の回収

処理水の再利用は、事業場における用水量の節減や事業場からの排水量の減少による下水道への負担の低減となることから再利用の可能性について検討する。

有用物質の回収について、排水処理によって発生する污泥等に有用な物質、希少金属が含まれている場合がある。これらの物質を回収することにより資源の有効利用を図る。

3. 排水系統

事業場から発生する廃水のうち、処理の必要のないものは下水道に排除する。水質汚濁防止の趣

旨からも排水基準を超える廃水を基準以下に希釈して排除することは避ける。

4. 水質項目の下水道に与える影響

水質項目	下水道に与える影響
温度(高温)	高温排水は、管渠を損傷、管渠内作業に支障、化学反応、生物化学的反応促進による管の腐食・有機物分解(悪臭、有害ガス、可燃性ガスの発生)
水素イオン濃度(pH)	酸性排水は、コンクリート・金属を腐食(施設の損傷)、他の排水との混合による有害ガス(硫化水素、シアン化水素)の発生、酸性・アルカリ性排水は生物処理機能を低下
生物化学的酸素要求量(BOD)	高 BOD 排水は、処理施設に過負荷、生物処理機能を低下
浮遊物質(SS)	管渠清掃作業の増大、管渠の閉塞、処理施設に過負荷、生物処理機能の低下
よう素消費量	下水を還元状態にして硫化水素の発生(管渠内作業に支障、硫酸を生成し施設を損傷)
ノマルヘキサン抽出物質含有量	管渠内での爆発、ポンプ場等での火災の危険、管渠の閉塞、処理場等の施設の汚染、作業能率の低下、微生物の呼吸阻害による処理機能の低下
窒素	高濃度の場合は、通常の生物処理機能では除去が困難
リン	高濃度の場合は、通常の生物処理機能では除去が困難
シアン	シアン化水素ガスの発生により管渠内作業に支障、毒性による生物処理機能の低下
カドミウム 鉛 六価クロム 有機リン ヒ素 総水銀 アルキル水銀 セレン ほう素	毒性による生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥の蓄積により汚泥の処理が困難
ポリクロリネイテッドビフェニル(PCB)	生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥の蓄積により汚泥の処分が困難
フェノール類	悪臭の発生、生物処理機能の低下
銅 亜鉛 鉄(溶解性) マンガン(溶解性) クロム	高濃度では、生物処理機能の低下、生物処理では処理困難(処理水質の悪化)、汚泥の蓄積により汚泥の処分が困難

トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1・2-ジクロロエタン 1・1-ジクロロエチレン シス-1・2-ジクロロエチレン 1・1・1-トリクロロエタン 1・1・2-トリクロロエタン 1・3-ジクロロプロペン テトラメチルチラウムジスフィルト 1,4-ジオキサン ふっ素	管渠内作業に支障 毒性による生物処理機能の低下
2-クロロ- 4・6 ビス(エチルアミノ)-s-トリジン S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルマバート ベンゼン	管渠内作業に支障 毒性による生物処理機能の低下

5. 除害施設による廃水の処理

除害施設の新設等を行おうとするときは、その除害施設の新設等を必要とさせた原因の種別に応じ、次の表に定める処理方法によるものとする。

規制項目	主な処理方法
温度	空冷法、水冷法
水素イオン濃度	中和法
生物化学的酸素要求量	凝集沈殿法、活性汚泥法、接触酸化法、回転円盤法、散水ろ床法
浮遊物質	重力式沈殿法、凝集沈殿法、加圧分離浮上法、スキミング、生物化学的処理法、スクリーン法、加圧濾過法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	凝集加圧浮上分離法、吸着法、凝集沈殿法、自然浮上分離法、薬品沈殿法、濾過法
よう素消費量	塩素酸化法、曝気法、過酸化水素又はオゾン酸化法
カドミウム及びその化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法
シアン化合物	酸化分解法、電気分解法、イオン交換法、曝気法、錯塩法、アルカリ塩素処理法
有機りん化合物	吸着法、アルカリ加水分解法
鉛及びその化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法
六価クロム化合物	還元凝集沈殿法、電解分解法、イオン交換法
ヒ素及びその化合物	凝集沈殿法(共沈法)、イオン交換法

水銀及びアルキリ水銀 その他の化合物	硫化物沈殿法、イオン分解法
アルキリ水銀化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法
PCB	活性炭吸着法
フェノール類	酸化分解法、生物処理法
銅及びその化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法
亜鉛及びその化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法
鉄及びその化合物(溶解性)	薬品沈殿法、曝気法、塩素処理法、電気分解法、生物化学的処理法、濾過法
マンガン及びその化合物（溶解性）	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法、酸化法 生物化学的処理法
クロム及びその化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法、還元法
ふっ素化合物	薬品沈殿法、イオン交換法
トリクロロエチレン	吸着法、曝気法
テトラクロロエチレン	吸着法、曝気法
1・1・1-トリクロロエタン	吸着法、曝気法
四塩化炭素	吸着法、曝気法
ジクロロメタン	吸着法、曝気法
1・2-ジクロロエタン	吸着法、曝気法
1・1-ジクロロエチレン	吸着法、曝気法
シス-1・2-ジクロロエチレン	吸着法、曝気法
1・1・2-トリクロロエチレン	吸着法、曝気法
1・3 ジクロロプロペン	吸着法、曝気法
ベンゼン	吸着法、曝気法
テトラメチルチウラムジスフィルド	吸着法
2-クロロ-4・6-ビス-S-トリアジン	吸着法
S-4-クロロベンジル=N・ ジエチルオカルパマト	吸着法
ほう素	キレート樹脂法、凝集沈殿法

6. 水質管理責任者制度

除害施設又は特定施設を設置した者は、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞無く、その旨を管理者に届け出なければならない。（条例第13条）

①水質管理責任者の行う業務

- ・除害施設等の操作及び維持に関すること。
- ・除害施設から排出される汚水の水質の測定記録及び報告に関すること。
- ・除害施設等から発生する残さの処理に関すること。

- ・除害施設等の破損その他の事故が発生した場合の措置に関する事。
- ・特定施設又は汚水を排出する施設の使用の方法その他管理に関する事。
- ・その他特に管理者が認める事。

②水質管理責任者の選任

水質管理責任者の選任は、当該除害施設等を設置する工場又は事業場に勤務するもので、つぎのいずれかに該当するものから選任する。

- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第7条に規定する公害防止管理者のうち水質管理関係第1種から第4種までのいずれかの資格を有するもの。
- 管理者が行う講習の課程を修了したもの。

前項各号に該当するものがないときは、除害施設の設置者の申請により、当該申請後初めて行われる前2号に規定する講習の課程を修了するときまでの間、管理者が承認したものに水質管理責任者の業務を担当させることができる。

③水質の測定

除害施設、特定施設の設置者は当該下水の水質を測定し、その結果を記録し、5年間保存しなければならない(規則第17条)。

平成 年 月 日

雲南市長様

除害施設新設等届

届出者

住所

氏名

(印)

電話番号

自治会名

除害施設を設置したいので、次のとおり届け出ます。

設 置 区 分	☐ 新規 ☐ 変更	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改築 ☐ その他（ ）
排 水 処 理 施 設	☐ 下水道・ ☐ 農集・ ☐ 簡排・ ☐ 浄化槽・ ☐ コミプラ 処理区 （ ）	
工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地	雲南市 町	
除 害 施 設 管 理 責 任 者		
除 害 施 設 施 工 業 者		
排 水 設 備 施 工 業 者		
工場又は事業場の概要		
除 害 施 設 の 構 造		
除 害 施 設 の 使 用 方 法		
日 平 均 排 水 量		
処 理 水 質 項 目		

部長	課長	担当	合議	受付	平成 年 月 日
				番号	確認 第 号
備考					

平成 年 月 日

雲南市長様

水質管理責任者選任届

届出者

住所

氏名

印

電話番号

自治会名

除害施設又は特定施設を設置したので、水質管理責任者を次のとおり選任したので届け出ます。

工 場 又 は 事 業 所 の 名 称		
工 場 又 は 事 業 所 の 所 在 地		雲南市 町 番地
水 質 管 理 責 任 者 の 氏 名		
水 質 管 理 責 任 者 の 役 職 名		
水質管理責任者への連絡方法 (電 話)		(電話)
資 格	1. 公害防止防止管理者(国)の登録番号	第 号
	2. 組合講習課程終了登録番号	第 号
※ 受 理 年 月 日		平成 年 月 日

1. ※印の欄は記入しないこと。
2. 資格証の写しを添付すること。
3. 在職を証明するものの写しを添付すること。

雲南市長様

水質管理業務担当者承認申請書

申請者

住所

氏名

印

電話番号

自治会名

水質管理責任者の業務を担当する者を承認されるよう、次のとおり申請いたします。

設置場所業務を担当する者の氏名		雲南市 町 番地
		(年 月 日 生)
履歴	最終学歴	(年 月 日卒業)
	職歴	
所属部課名		(電話)
申請理由		

除害施設水質測定記録表

工場又は事業場の名称

採取場所												
(平成 年 月分)												
測定日	採取の時	採取の時	排水量 (m³/日)	除害施設 使用状況	採取者	分析者	測定結果 (mg/ l)					備考

注：採水は、除害施設の排水口ごとに、他の排水の影響の及ばない地点で行うこと

[参考資料]

特定施設設置届出書作成要領

特定施設設置届出書

平成 年 月 日

注)

1. 提出部数 2 部
2. 受理後 60 日以内着工の場合は別紙「実施制限期間短縮申請書」を提出
3. 「別紙」は次項 1/7～1/8 を添付する。

住所 ○○町○○番地

届出者 氏名 △△株式会社 ⑩

代表取締役 ○○太郎

(電話 ○○—○○○○)

下水道法第 12 条の 3 第 1 項の規定により、特定施設の設置について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△酒造工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	○○町○○番地	※受理年月日	
特定施設の種類	1 0. 飲料製造業	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※備考	
△汚水の量及び水質	別紙のとおり	水質汚濁防止法施行令別表第 1 に区分する施設名又は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 に区分する特定施設を記入する。	
△下水の量及び水質	別紙のとおり		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり		

備考

1. △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2. ※印の欄には記載しないこと。
3. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等止むを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

工場又は事業場の概要

1. 特定施設の構造及び使用方法

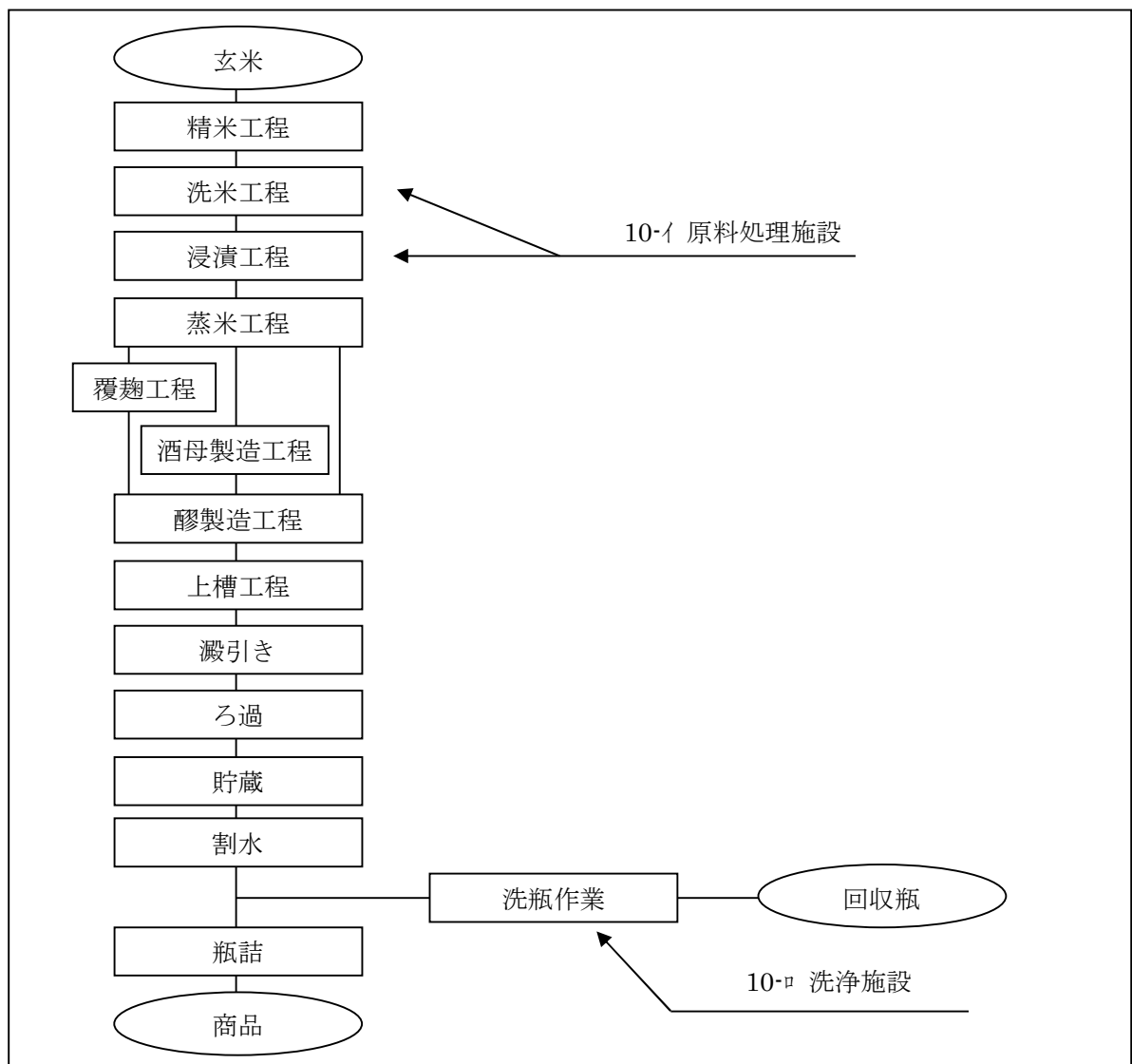
(1) 工場又は事業場の規模等

業種	清酒製造業	資本金	〇〇〇万円	敷地面積	〇〇〇. 〇㎡
操業年月日	平成 年 月 日	従業員	〇〇人	作業場面積	〇〇〇. 〇㎡
操業時間	〇時～〇時 (〇〇時間)	休業日	〇曜日	水質管理 責任者	島根 太郎

(2) 主要製品及び生産量

清酒	年間	〇〇〇キロリットル
----	----	-----------

(3) 操業の系統



別紙(2/7)

(4) 特定施設の種類、構造、使用時間及び使用材料

特定施設の番号	10-イ	10-ロ
特定施設の名称	原料処理（洗米、浸漬）	洗浄施設（洗瓶）
形式	連続自動式	連続自動式
構造	主たる構造を記入する。	
主要寸法	縦・横・高さ等の寸法を記入する。	
能力	〇〇kg／時間	〇〇時間／本
工事着手 （予定）年月日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日
工事完成 （予定）年月日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日
使用開始 （予定）年月日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日
使用時間間隔 及び1日あたりの 使用時間	〇〇時間	〇〇時間
季節変動の概要	季節変動がある場合は記入する。	
使用原材料の種類 使用方法及び使用量	白米 1.3t／日	回収物アルカリ洗浄
その他		

水質汚濁防止法施行
令別表又はダイオキシ
ン類対策特別措置法
施行令別表第2に掲
げる特定施設区分を
記入する。

カタログ添付

(5) 特定施設の設置場所及び特定施設に関する機械、装置の配置

別添第（〇〇）図のとおり。

別紙(3/7)

(6) 特定施設から排出される汚水の量及び水質（排除基準項目）

特定施設の名称		洗米、浸漬施設		洗瓶施設
汚 水 量 (m ³ / 日)	通常	10	3	
	最大	10	5	
水 質 単 位 (mg / ℓ) ・ pHを除く	BOD	通常	1,000	10
		最大	1,300	80
	SS	通常	2,000	100
		最大	3,000	200
	T-N	通常	1	0.05
		最大	2	0.10
	T-P	通常	0.5	0.02
		最大	0.8	0.05
		通常		
		最大		
		通常		
		最大		
		通常		
		最大		
		通常		
		最大		
		通常		
		最大		
		通常		
		最大		

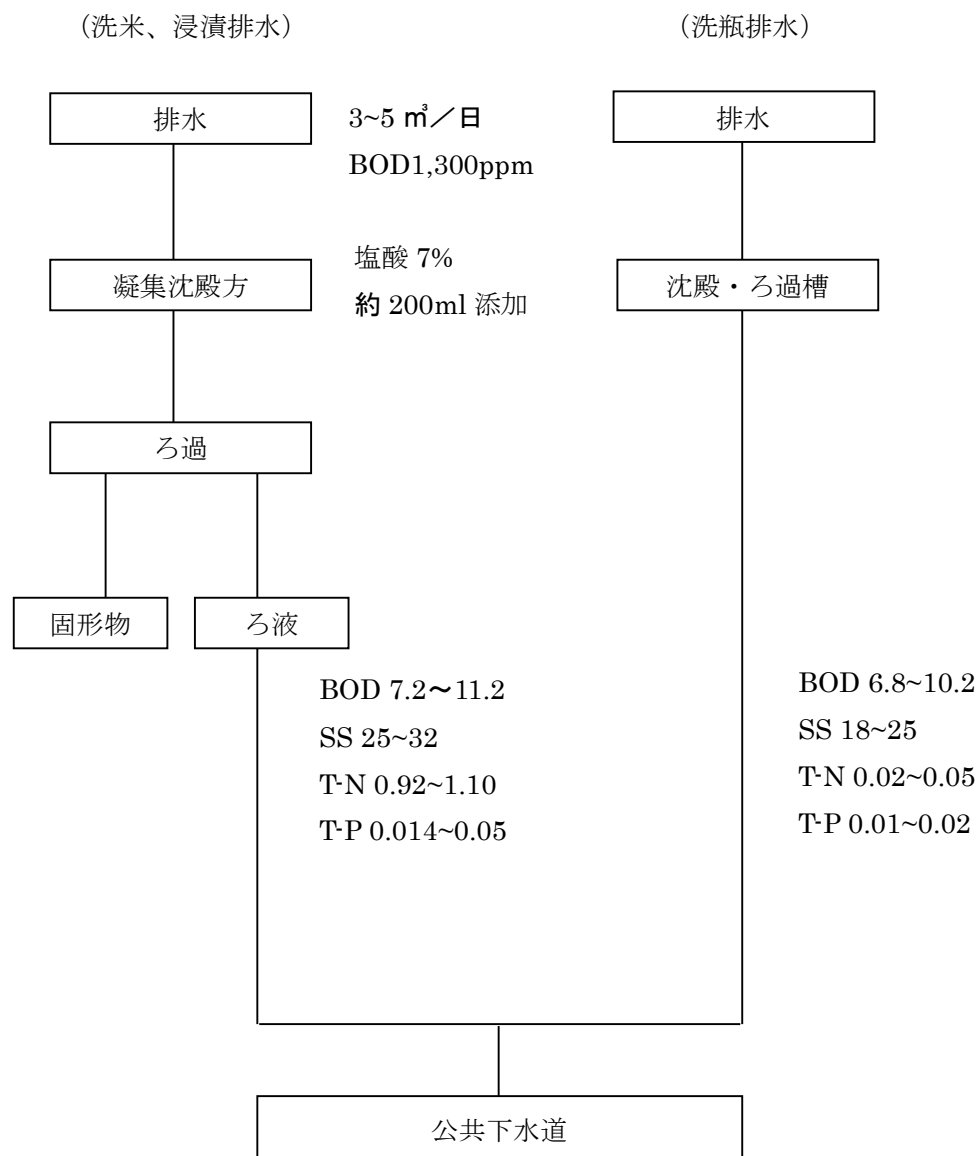
備考

必要に応じ、分析機関での濃度計量証明書を添付する。

別紙(4/7)

2. 汚水等の処理方法、下水の量及び水質、用排水の系統

(1) 汚水等の処理の系統（フローシート）及びその説明



別紙(5/7)

(2) 汚水処理施設の種類、構造、使用時間及び消耗資材

汚水処理施設の名称	凝集沈殿装置	凝集、ろ過装置
形 式		
構 造	主たる構造を記入する。	カタログ添付
主 要 寸 法	縦・横・高さ等の寸法を記入する。	
付 随 機 器 類	主な付随機器類を記入する。	
能 力	〇〇リットル／時間	
処 理 の 方 法	薬注・沈殿処理	中和・沈殿・ろ過処理
工 事 着 手 (予 定) 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日
工 事 完 成 (予 定) 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日
使 用 開 始 (予 定) 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日
使 用 時 間 間 隔 及び 1 日あたりの 使 用 時 間	〇〇時間	〇〇時間
季 節 変 動 の 概 要	季節変動がある場合は記入する。	
消 耗 資 材 の 種 類 用 途 及 び 使 用 量	塩酸 (HCl) 20ml 200ml／m ³ に添加	なし
そ の 他		

(3) 汚水処理施設の設置場所及び配置

添付第〇〇図のとおり。

別紙(6/7)

(4) 汚水処理施設による処理後の汚水量及び水質

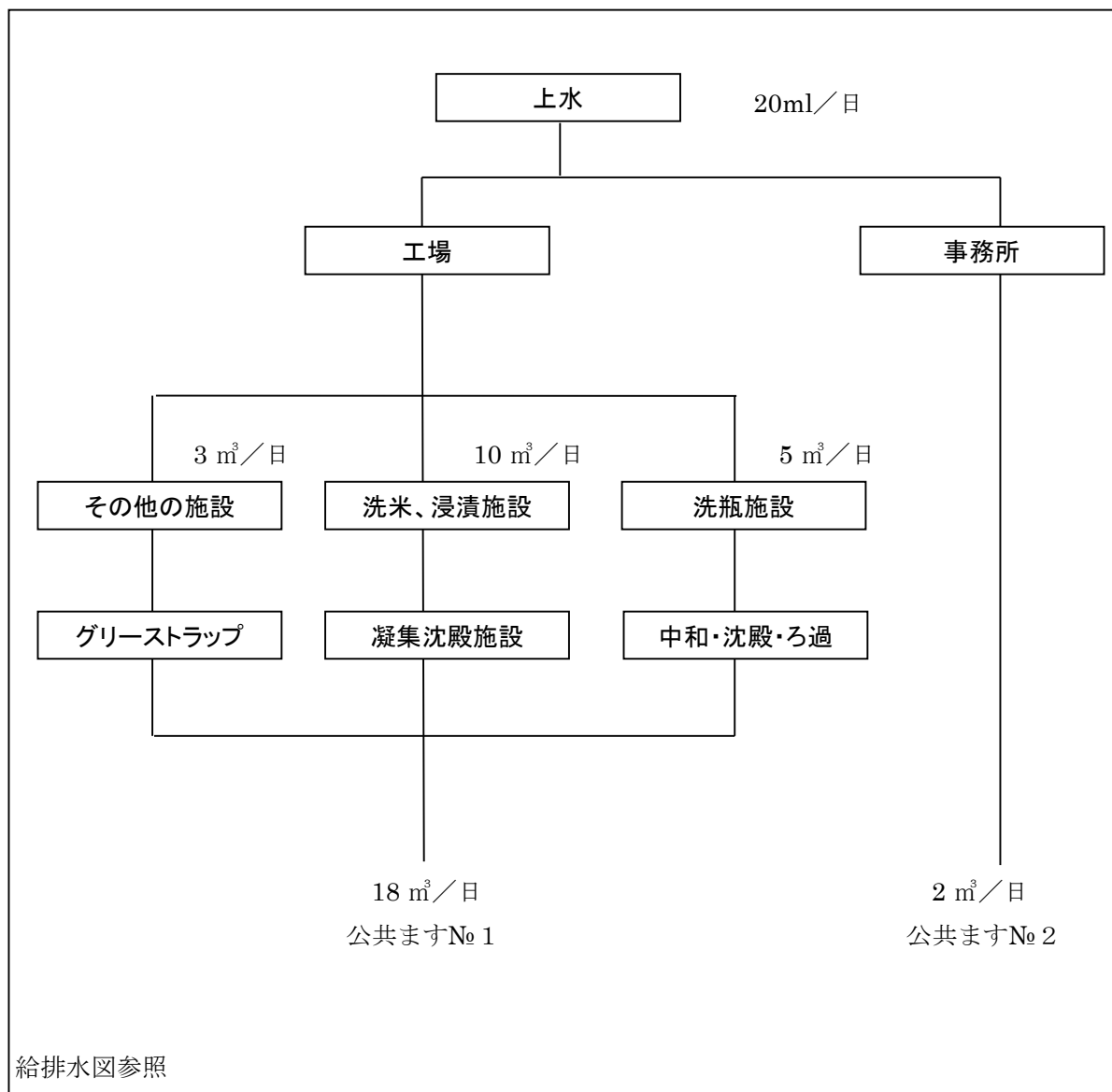
汚水処理施設の名称		凝集沈殿装置 (洗米、浸漬施設)	沈殿・ろ過装置 (洗瓶施設)	
汚 水 量 (m ³ / 日)	通常	10	5	
	最大	10	3	
水 質 単 位 (mg / ℓ) ・ pHを除く	BOD	通常	7.2	6.8
		最大	11.2	10.2
	SS	通常	25	18
		最大	32	25
	T-N	通常	0.92	0.02
		最大	1.10	0.05
	T-P	通常	0.014	0.01
		最大	0.050	0.02
		通常		
		最大		
		通常		
		最大		
		通常		
		最大		
		通常		
		最大		
		通常		
		最大		
		通常		
		最大		
備考				
必要に応じ、分析機関での濃度計量証明書を添付する。				

別紙(7/7)

(5) 汚水の処理によって生ずる残差の種類・発生量並びに処理の方法

残 渣 の 種 類	凝集沈殿汚泥
発 生 量	0.3 m ³ /日
処 理 の 方 法	1 週間保管し、月 4 回業者委託により搬出
備 考	委託の場合は、委託契約書（写し）、許可書（写し）、マニフェスト（写し）添付

(6) 用水及び排水の系統



特定施設設置届出書

平成 年 月 日

住所 ○○町○○番地

届出者 氏名 △△株式会社 ⑩

代表取締役 ○○太郎

(電話 ○○—○○○○)

下水道法第 11 条の 2 第 2 項の規定により、特定施設の設置について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△酒造工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	○○町○○番地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	5. イ、洗浄施設	※施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり	※審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※備考	
△ 汚水の量及び水質	別紙のとおり		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

備考

1. △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
2. ※印の欄には記載しないこと。
3. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等止むを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

特定施設一覧表(水質汚濁防止法施行令 別表第一)

番号	名称	番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鋼施設 ロ 選炭施設 ハ 抗水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設	8	ぱん若しくは菓子の製造業又は精あん業の用に供する粗製あんの沈でん槽
		9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
		10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設
1の2	畜産業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 m ² 未満の事業場にかかわるものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く）	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空式濃縮施設 ホ 水洗式脱臭装置
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水装置 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設		13
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
		17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
		18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
		18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設		18の3
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設		

19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料親戚施設 ニ 精錬機及び精錬そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集塵施設
		25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設		27
21の2	一般製材業又は木材製造業の用に供する湿式バーガー		
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーガー ロ 接着機洗浄施設		
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーガー ロ 薬液浸透施設		
23	パルプ、紙又は加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーガー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設		
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生装置 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離機 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	35	有機ゴム薬品も用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設	37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号で次に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸またはアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ ニ-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネートまたは無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設お酔いメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設		
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離機 ホ フッ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集塵装置		
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水装置 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム、又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離機		

38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設	50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設	52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	55	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
45	木材化学工業の用に供するフルフラーレン蒸留施設	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限り、以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設	58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設		

6 0	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設		
6 1	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	6 6 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
		6 6 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 2	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	6 6 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
		6 6 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 3	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	6 6 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 3 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	6 6 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 3 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	6 7	洗濯業の用に供する洗浄施設
6 4	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	6 8	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
6 4 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	6 8 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
6 5	酸又はアルカリによる表面処理施設	6 9	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
6 6	電気めつき施設	6 9 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
6 6 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	7 0	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）

70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗淨施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

水質基準対象施設一覧表(ダイオキシン類対策
特別措置法施行令 別表第二)

※特定施設

特定施設とは、排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設。

下水道法における特定施設は次の2種類(下水道法第11条の2)。

(1)水質汚濁防止法に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められている。

(2)ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められている。

番号	名称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設

11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

[参考資料]

関 係 法 令 抜 粋

1. 下水道法(抄)
2. 下水道法施行令(抄)
3. 雲南市下水道条例(抄)
4. 雲南市下水道条例及び雲南市下水道使用料条例施行規則(抄)
5. 雲南市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(抄)
6. 雲南市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び雲南市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例施行規則(抄)
7. 雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例(抄)
8. 雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則(抄)
9. 雲南市排水設備指定工事店規則
10. 建築基準法(抄)
11. 建築基準法施行令(抄)

1. 下水道法(抄)

(昭和三十三年四月二十四日)

(法律第七十九号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(昭四五法一四一・一部改正)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠(きよ)その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎(し)尿浄化槽(そう)を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠(きよ)である構造のものをいう。
- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道(終末処理場を有するものに限る。)により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く。)で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

(昭四五法一四一・平一七法七〇・一部改正)

(放流水の水質の基準)

第八条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水(以下「公共下水道からの放流水」という。)の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(昭四五法一四一・一部改正)

(供用開始の公示等)

第九条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が

接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(昭四二法四〇・昭四五法一四一・平一一法一六〇・一部改正)

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠(きよ)その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
 - 二 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者
 - 三 道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者
- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者(前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。
- 3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受忍義務等)

第十一条 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつて最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

第十一条の二 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設(以下単に「特定施設」という。)の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(昭四五法一四一・追加、昭四八法一一一・昭五一法二九・平一一法一〇五・平一一法一六〇・一部改正)

(水洗便所への改造義務等)

第十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

- 2 建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(昭四五法一四一・追加、平五法八九・一部改正)

(除害施設の設置等)

第十二条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設(以下「除害施設」という。)を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(昭四五法一四一・昭五一法二九・一部改正)

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十二条の二 特定施設(政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。)を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」という。)の水質を第八条(第二十五条の十において準用する場合を含む。第四項(第十二条の十一第二項において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項において同じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

- 3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

- 4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

- 5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 6 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

(昭五一法二九・追加、平一一法八七・平一七法七〇・一部改正)

(特定施設の設置等の届出)

第十二条の三 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- 七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

2 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前二項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(昭五一法二九・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十二条の四 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(昭五一法二九・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(計画変更命令)

第十二条の五 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第十二条の二第一項の政令で定める基準又は同条第三項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十二条の三第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(昭五一法二九・追加)

(実施の制限)

第十二条の六 第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(昭五一法二九・追加)

(氏名の変更等の届出)

第十二条の七 第十二条の三の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(昭五一法二九・追加)

(承継)

第十二条の八 第十二条の三の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条の三の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条の三の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(昭五一法二九・追加、平一七法九一・一部改正)

(事故時の措置)

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平一七法七〇・追加)

(流域下水道管理者への通知)

第十二条の十 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は第十二条の八第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道(第二条第四号ロに該当する流域下水道(以下「雨水流域下水道」という。))を除く。次項において同じ。)の管理者に通知しなければならない。

2 流域関連公共下水道の管理者は、前条第一項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、同条第二項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、速やかに、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

(昭五一法二九・追加、平一七法七〇・旧第十二条の九繰下・一部改正)

(除害施設の設置等)

第十二条の十一 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水(第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

一 その水質が第十二条の二第二項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

二 その水質(第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。)が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第十二条の二第四項の規定は、前項の条例について準用する。

(昭五一法二九・追加、平一七法七〇・旧第十二条の十繰下・一部改正)

(水質の測定義務等)

第十二条の十二 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(昭四五法一四一・追加、昭四八法一一一・一部改正、昭五一法二九・旧第十二条の二繰下・一部改正、平一一法一六〇・一部改正、平一七法七〇・旧第十二条の十一繰下)

(排水設備等の検査)

第十三条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(昭四五法一四一・昭五一法二九・一部改正)

2. 下水道法施行令(抄)

(昭和三十四年四月二十二日)

(政令第百四十七号)

(放流水の水質の技術上の基準)

第六条 法第八条(法第二十五条の十において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

一 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・六以下

二 大腸菌群数 一立方センチメートルにつき三千個以下

三 浮遊物質量 一リットルにつき四十ミリグラム以下

四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐(りん)含有量 第五条の五第二項に規定する計画放流水質に適合する数値

2 前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道(流域関連公共下水道を除く。)からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第八条に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道(流域関連公共下水道を除く。)の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、一リットルにつき五日間に四十ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。

3 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第一項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

4 前三項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第八条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例により、同条第一項の排出基準のうち同法第二条第四項に規定する排出水に係るもの(以下「水質排出基準」という。)が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第一項に規定するダイオキシン類(以下単に「ダイオキシン類」という。)の量に係る水質の基準とする。

(昭四二政二一一・昭四六政一八八・昭四六政二〇三・昭四九政九・平一一政四三五・平一二政三一二・平一五政四三五・平二三政三六三・一部改正)

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

五 管渠(きよ)の勾(こう)配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。

六 排水管内径及び排水渠(きよ)の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

七 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠(きよ)は、暗渠(きよ)とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内において

は、この限りでない。

ハ 暗渠(きよ)である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もつばら雨水を排除すべき管渠(きよ)の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾(こう)配が著しく変化する箇所。ただし、管渠(きよ)の清掃に支障がないときはこの限りでない。

ハ 管渠(きよ)の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠(きよ)の清掃上適当な箇所
九 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた)を設けること。

十 ますの底には、もつばら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠(きよ)の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(平六政二一五・平一五政四三五・一部改正)

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第八条の二 法第十一条の二第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。)の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐(りん)含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号(ただし書を除く。)又は第七号(ただし書を除く。)に定める基準(法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

(昭四六政二〇三・追加、昭四九政九・昭四九政二九五・昭五一政三二〇・昭五四政二七三・昭六〇政二九五・平一二政三一三・平一三政二一三・平一七政三二七・平二三政四二四・一部改正)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条 法第十二条第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一 温度 四十五度以上であるもの

二 水素イオン濃度 水素指数五以下又は九以上であるもの

三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラムを超えるもの

ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラムを超えるもの

四 沃(よう)素消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム以上であるもの

2 前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(昭四二政二一一・昭四五政三〇六・昭四六政一八八・昭四六政二〇三・昭四九政九・昭四九政二九五・昭四九政三五四・昭五一政三二〇・平一二政三一三・平一七政三二七・一部改正)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
 - 二 シアン化合物 一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
 - 三 有機燐(りん)化合物 一リットルにつき一ミリグラム以下
 - 四 鉛及びその化合物 一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下
 - 五 六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
 - 六 砒(ひ)素及びその化合物 一リットルにつき砒(ひ)素〇・一ミリグラム以下
 - 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
 - 八 アルキル水銀化合物 検出されないこと。
 - 九 ポリ塩化ビフェニル 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
 - 十 トリクロロエチレン 一リットルにつき〇・三ミリグラム以下
 - 十一 テトラクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
 - 十二 ジクロロメタン 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
 - 十三 四塩化炭素 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
 - 十四 一・二―ジクロロエタン 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
 - 十五 一・一―ジクロロエチレン 一リットルにつき一ミリグラム以下
 - 十六 シス―一・二―ジクロロエチレン 一リットルにつき〇・四ミリグラム以下
 - 十七 一・一―トリクロロエタン 一リットルにつき三ミリグラム以下
 - 十八 一・一・二―トリクロロエタン 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
 - 十九 一・三―ジクロロプロペン 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
 - 二十 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
 - 二十一 ニークロロ―四・六―ビス(エチルアミノ)―s―トリアジン(別名シマジン) 一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
 - 二十二 S―四―クロロベンジル=N・N―ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
 - 二十三 ベンゼン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
 - 二十四 セレン及びその化合物 一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
 - 二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきほう素十ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきほう素二百三十ミリグラム以下
 - 二十六 ふつ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきふつ素八ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきふつ素十五ミリグラム以下
 - 二十七 一・四―ジオキサン 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下
 - 二十八 フェノール類 一リットルにつき五ミリグラム以下
 - 二十九 銅及びその化合物 一リットルにつき銅三ミリグラム以下
 - 三十 亜鉛及びその化合物 一リットルにつき亜鉛二ミリグラム以下
 - 三十一 鉄及びその化合物(溶解性) 一リットルにつき鉄十ミリグラム以下
 - 三十二 マンガン及びその化合物(溶解性) 一リットルにつきマンガン十ミリグラム以下
 - 三十三 クロム及びその化合物 一リットルにつきクロム二ミリグラム以下
 - 三十四 ダイオキシン類 一リットルにつき十ピコグラム以下
- 2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
- 3 第一項第三十四号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの量に換算した数値とする。

- 4 水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第一項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。
- 5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該下水について第一項の基準（前項の規定が適用される場合にあっては、同項の基準）より緩やかな排水基準が適用されるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

（昭五一政三二〇・追加、平元政一一四・平五政四〇五・平一一政四三五・平一二政三一・平一三政二一三・平一七政三二七・平一八政三五四・平二三政三三二・平二四政一四八・一部改正）

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準）

第九条の五 法第十二条の二第三項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。第九条の九第二号において同じ。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令（同条第三項の規定による条例が定められている場合にあっては、当該条例を含む。）により定められた窒素含有量又はリン（りん）含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。

二 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満

三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満

四 浮遊物質 一リットルにつき六百ミリグラム未満

五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下

六 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

七 リン（りん）含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる項目（同項第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第九条の十一第二項において同じ。）で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとする。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

- 二 水素イオン濃度 水素指数五・七を超え八・七未満
 - 三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満
 - 四 浮遊物質 一リットルにつき三百ミリグラム未満
 - 五 窒素含有量 一リットルにつき百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
 - 六 燐(りん)含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
- 3 特定事業場から排除される下水に係る第一項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準より厳しいものであつてはならない。
- 一 第一項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第三条第三項の規定による条例により、当該各号に定める基準(前項の規定が適用される場合にあつては、同項第一号、第五号又は第六号に定める基準)より緩やかな排水基準が適用される時。
 - 二 第一項第二号から第五号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準(前項の規定が適用される場合における同項第二号から第四号までに掲げる項目に係る水質にあつては、当該各号に定める基準)より緩やかな排水基準が適用される時。
- 4 第一項各号及び第二項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
- (昭五一政三二〇・追加、昭五四政二七三・昭六〇政二九五・平五政二九五・平一二政三一三・平一三政二一三・平一七政三二七・一部改正)

(法第十二条の二第六項の政令で定める施設)

第九条の七 法第十二条の二第六項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで、第六十八号の二及び第七十一号の三に掲げる施設
 - 二 ダイオキシン類対策法特定施設
- (平一一政四三五・全改、平一七政三二七・平二四政一四七・一部改正)

(除害施設の設置等に係る下水の水質の基準)

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道(雨水分流域下水道を除く。次号において同じ。)からの放流水について水質排出基準が定められている場合 第九条の四第一項各号に規定する基準(同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準)
 - 二 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合 第九条の四第一項第一号から第三十三号までに規定する基準(同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準)及び当該条例に規定する基準
 - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の四第一項第一号から第三十三号までに規定する基準(同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準)
- (昭五一政三二〇・追加、昭五四政二七三・旧第九条の七繰下、平一一政四三五・平一三政二一三・一部改正、平一七政三二七・旧第九条の八繰下・一部改正、平二四政一四八・一部改正)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷(りん)含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- 一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満
 - 二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数値
 - 三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。
 - 四 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。
 - 五 磷(りん)含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。
 - 六 第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質又は第九条第一項第一号に掲げる項目及び第九条の五第一項各号に掲げる項目以外の項目で、条例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第九条の五第一項第三号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる項目（同項第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項の基準より厳しいものとする。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。
- 一 温度 四十度未満
 - 二 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
 - 三 水素イオン濃度 水素指数五・七を超え八・七未満
 - 四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満
 - 五 浮遊物質 一リットルにつき三百ミリグラム未満
 - 六 窒素含有量 一リットルにつき百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
 - 七 磷(りん)含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
- 3 第一項第一号、第四号及び第五号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
- （昭五一政三二〇・追加、昭五四政二七三・旧第九条の八繰下、昭六〇政二九五・平一二政三一・平一三政二一三・一部改正、平一七政三二七・旧第九条の九繰下・一部改正）

3. 雲南市下水道条例(抄)

平成16年11月1日
条例第290号

(下水及び汚水の排除方式)

第4条 公共下水道において汚水と雨水とは、これを分流させるものとする。

2 排水設備は、汚水と雨水とを分流させるものとしなければならない。

3 汚水は、排水設備により、公共下水道で汚水を排除すべきものに流入させなければならない。

4 雨水は、雨水を排除すべきものにて水路、道路側溝、河川等へ流入させなければならない。

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の設置)

第5条 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用が開始された日(以下「供用開始日」という)から1年以内に排水設備を設置し、くみ取り便所については3年以内に水洗便所に改造し、排除しなければならない。ただし、特別な理由により市長の許可を受けた場合はこの期間を延長することができる。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第6条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離して排除する構造とし、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道の公共ますその他の排水施設(以下この条において「公共ます」という。)で汚水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を公共ますなどに固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(人)	排水管内径(mm)	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

(排水設備等の計画の確認)

第7条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつてはその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

3 法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設の新設等については、前2項の規定を準用する。

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、規則で定めるところにより市長が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。

(排水設備等の工事の検査)

第9条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令に適合するものであることについて、市の職員(以下「職員」という。)の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、規定で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

第3章 公共下水道の使用

(下水道保護のための除害施設の設置等)

第10条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合していない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項の規定は、1日当たりの平均的な下水の量が規則で定める量に満たない者には適用しない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第11条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物科学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年島根県条例第48号)により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- (2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(水質保全のための除害施設の設置等)

第12条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

- (2) 温度 45度未満
 - (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
 - (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
 - (5) 生物科学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
 - (6) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
 - (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
 - (9) リン含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
 - (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる物質又は項目のうち、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が規則で定める量に満たない者には、適用しない。

(水質管理責任者制度)

第13条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則に定めるところより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(除害施設の設置等の届出)

第14条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出に事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排除の停止又は制限)

第15条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を祖害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第16条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(指定工事店の指定手数料)

第25条 市長は、第8条に定める指定工事店の指定に関する事務について、当該申請者から、次の各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 指定工事店の指定 1件につき 10,000円
- (2) 指定工事店の指定の継続 1件につき 5,000円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

(過料)

第30条 市長は、次に掲げる者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第7条の規定による確認を受けないで排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けべき排水施設の新設等を行った者
- (2) 第8条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者

- (3) 排水設備の新設等を行って第9条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第10条又は第12条の規定に違反した使用者
- (5) 第14条の規定による届出を怠った者
- (6) 第19条に規定する命令に従わなかった者
- (7) 第24条第2項から第4項までの規定による指示に従わなかった者
- (8) 第7条第1項、第19条の規定による申請書又は、図書、第7条第2項本文、第14条、第16条の規定による届出書に不実の記載のあるものを提出した申請者及び届出者

(納入金を免れた者に対する過料)

第31条 市長は、偽りその他の不正な手段により納入金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

4. 雲南市下水道条例及び雲南市下水道使用料条例施行規則（抄）

平成16年11月1日

規則第183号

（排水設備設置の延期）

第2条 下水道条例第5条の規則による排水設備設置義務者が期間内に排水設備を設置することができないときは、排水設備設置延期申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、排水設備設置延期決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（排水設備の固着方法）

第3条 下水道条例第6条第2号の規定による排水設備を公共ますに固着させるときは、公共ますのインバート上流端の接続孔と管底高に食い違いの生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋めて漏水の防止を図り、内外面の上塗り仕上げをしなければならない。

2 前項の規定によりがたい特別の理由があるときは、市長の指示を受けなければならない。

（排水設備の構造の基準）

第4条 下水道条例第7条の規定による排水設備の構造は、次の各号に定める基準によらなければならない。ただし、建物又は土地の状況等によりその必要がないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) 排水管は、原則として下水道用塩化ビニール管を使用すること。
- (3) 排水管本管の内径は、100ミリメートル以上とすること。
- (4) 排水管の勾配は、原則として100分の1以上とすること。
- (5) 宅地内の排水管の最小土被りは、原則として20センチメートル以上とすること。
- (6) 次に掲げる箇所にはますを設けること。

ア 排水管の起点

イ 下水の流路方向が変化する箇所

ウ 下水の勾配、管径が変化する箇所

エ 下水が合流する箇所

オ 管渠の長さがその内径の120倍を超えない範囲内において、管渠の清掃上適当な箇所

(7) ますの内径は、300ミリメートル以上を原則とする。ただし、塩ビ製ますにおいてはこの限りでない。

(8) 排水管を公共ますに固着するとき、次によること。

ア 工事を施行するときは、市の職員を立ち合わせること。

イ 公共ますの上流端の接続孔と管底高に食い違いを生じさせないこと。

ウ 公共ますの内側へ突き出さないよう差し入れること。

(9) 浴槽、流し台、便器等の衛生器具に接続する排水管の最小管径は、次表によること。

器具	排水管径(mm)
大便器	75
小便器	40
洗面器	30
浴槽	40
洗濯機	40
調理用流し台	40
床排水	75

(10) 排水設備には、次に掲げる附帯設備をそれぞれに定める箇所に設けること。

ア 防臭装置 水洗便所、浴場、流し場等の汚水流出箇所

イ 油脂遮断装置 油脂類を多量に排出する箇所

ウ 沈砂装置 土砂を多量に排出する箇所

エ 厨あいよけ装置 飲食店、食料品店等において、多量の厨あいを排出する箇所

(排水設備の確認申請)

第5条 下水道条例第7条第1項の規定により排水設備の新設等又は変更の確認を受けようとする者は、当該工事の着手前に排水設備新設等確認申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、建物又は土地の状況等により数人共同して設置するときは、代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

(1) 位置図 申請地及び隣接地を表示するもの

(2) 平面図 縮尺100分の1とし、次の事項を記載するもの

ア 申請地の境界及び面積の積算根拠

イ 申請地内にある建物及び台所、浴場、洗たく場、便所その他汚水を排除する施設の位置

ウ 申請地付近の道路及び公共下水道の位置

エ 公共ます、マンホール、除害施設及びポンプ施設の位置

オ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な図面

(3) 縦断図 横は平面図の縮尺に準じ、縦はその10倍とし管渠の大きさ、勾配及び高さを記入し、かつ、接続させるますの高さ等を記入するもの

(4) 構造詳細図 縮尺20分の1とし、管渠及びその附属装置の構造寸法等を表示するもの

(5) 排水設備工事調書(様式第4号)

(6) 他人の排水設備を使用するとき、又は共同で公共ますを使用するときは、他人又は共同者の同意書

(7) ディスボーザキッチン排水処理システムを接続するときは、次に掲げるもの

ア 構造性能を示した仕様書の写し

イ 処理槽汚泥引抜等の維持管理が適切に行われることを確認できる書類(維持管理業務委託契約書等)の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請により排水設備の新設等又は変更を確認したときは、排水設備新設等確認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(軽微な修繕工事等)

第6条 下水道条例第7条第2項に規定する軽微な修繕工事及び軽微な変更とは、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない工事及び変更であって、次に掲げるものをいう。

(1) ますの蓋の取替工事

(2) 防臭装置その他排水設備の附属装置の修繕工事

(3) その他市長が認めた工事

(排水設備工事の完了届)

第7条 下水道条例第9条第1項の規定による排水設備の新設等の工事が完了した旨の届出は、排水設備工事完了届(様式第6号)によるものとする。

(適用しない下水の量)

第9条 下水道条例第10条第2項に規定する下水の量は、50立方メートルとする。

(適用しない物質又は項目と下水の量)

第10条 下水道条例第12条第2項に規定する物質又は項目は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第25号から第33号及び下水道条例第12条第1項第2号から第10号までとし、下水の量は50立方メートルとする。

(水質管理責任者の業務)

第11条 下水道条例第13条に規定する維持管理に関する業務は、次に掲げるものとする。

(1) 除害施設の操作及び維持に関すること。

- (2) 除害施設等から排出される汚水の水質の測定記録及び報告に関すること。
- (3) 除害施設等から発生する残渣の処理に関すること。
- (4) 除害施設等の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- (5) 特定施設又は汚水を排出する施設の使用の方法その他管理に関すること。
- (6) その他特に市長が認めること。

(水質管理責任者の選任)

第12条 下水道条例第13条の規定による水質管理責任者の選任は、当該除害施設等を設置する工場又は事業場に勤務する者で、次のいずれかに該当するものから選任するものとする。

- (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第7条に規定する公害防止管理者のうち水質管理関係第1種から第4種までのいずれかの資格を有する者
 - (2) 市長が行う講習の課程を終了した者
- 2 前項各号に該当する者がいないときは、除害施設等の設置者の申請により、当該申請後初めて行われる同項第2号に規定する講習の課程を終了するときまでの間、市長が承認した者に水質管理責任者の業務を担当させることができる。

(水質管理責任者の選任届等)

第13条 下水道条例第13条の規定による届出は、水質管理責任者選任届(様式第8号)によるものとする。

2 前条第2項による申請は、水質管理業務担当者承認申請書(様式第9号)によるものとする。

(除害施設による下水の処理方法)

第14条 除害施設の新設等を行おうとするときは、その除害施設の新設等を必要とさせた原因の種別に応じ、次の表に定める処理方法によるものとする。

原因	処理方法
温度	空冷法、水冷法
水素イオン濃度	中和法
生物化学的酸素要求量	凝集沈殿法、活性汚泥法、接触酸化法、回転円盤法、散水ろ床法
浮遊物質	重力式沈殿法、凝集沈殿法、加圧浮上分離法、スキミング、生物化学的処理法、スクリーン法、加圧濾過法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	凝集加圧浮上分離法、吸着法、凝集沈殿法、自然浮上分離法、薬品沈殿法、濾過法
よう素消費量	塩素酸化法、曝気法、過酸化水素又はオゾン酸化法
カドミウム及びその化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法
シアン化合物	酸化分解法、電気分解法、イオン交換法、曝気法、錯塩法、アルカリ塩素処理法
有機リン化合物	吸着法、アルカリ加水分解法
鉛及びその化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法
六価クロム化合物	還元凝集沈殿法、電解還元法、イオン交換法
ひ素及びその化合物	凝集沈殿法(共沈法)、イオン交換法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	硫化物沈殿法、イオン分解法
アルキル水銀化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法
PCB	活性炭吸着法
フェノール類	酸化分解法、生物処理法
銅及びその化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法

亜鉛及びその化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法
鉄及びその化合物(溶解性)	薬品沈殿法、曝気法、塩素処理法、電気分解法、生物化学的処理法、濾過法
マンガン及びその化合物(溶解性)	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法、酸化法、生物化学的処理法
クロム及びその化合物	薬品沈殿法、吸着法、電気分解法、イオン交換法、還元法
ふっ素化合物	薬品沈殿法、イオン交換法
トリクロロエチレン	吸着法、ばっ気法
テトラクロロエチレン	吸着法、ばっ気法
1. 1. 1—トリクロロエタン	吸着法、ばっ気法
四塩化炭素	吸着法、ばっ気法
ジクロロメタン	吸着法、ばっ気法
1. 2—ジクロロエタン	吸着法、ばっ気法
1・1—ジクロロエチレン	吸着法、ばっ気法
シス—1. 2—ジクロロエチレン	吸着法、ばっ気法
1・1・2—トリクロロエタン	吸着法、ばっ気法
1. 3—ジクロロプロペン	吸着法、ばっ気法
ベンゼン	吸着法、ばっ気法
テトラメチルチウラムジスルフィド	吸着法
2—クロロ—4. 6—ビス—S—トリジアン	吸着法
S—4—クロロベンジル=N. N—ジエチルチオカルバマート	吸着法

(除害施設の新設等の届出)

第15条 下水道条例第14条に規定する除害施設の新設等の届出は、除害施設新設等届(様式第10号)に市長が必要と認める書類を添付して届け出なければならない。

(使用開始等の届出)

第16条 下水道条例第16条に規定する公共下水道の使用開始等の届出は、下水道等使用開始等届(様式第11号)によるものとする。

(水質の測定等)

第17条 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第12条の11に規定する水質の測定は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 測定の方法は、下水の水質の検査方法に関する省令(昭和37年厚生・建設省令第1号)に定める検定の方法その他市長が認める検定の方法によること。
- (2) 測定の回数は、次の表の左欄に掲げる水質の項目又は物質に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる回数とすること。

水質の項目又は物質	排出量(1日当りの平均)	測定の回数
法施行令第9条の4第1項各号及び第9条の9第1項第4号に掲げる物質	50立方メートル以上	1月につき1回以上
	50立方メートル未満	2月につき1回以上
下水道条例第10条に規定する物質	50立方メートル以上	1月につき1回以上
	50立方メートル未満	1年につき2回以上
この表の前各項に該当しない物質で、市長が必要であると認めたもの		1年につき1回以上

- (3) 測定の地点は、除害施設の排水口ごとに、他の排水による影響の及ばない地点とする。

- 2 前項の規定による水質の測定結果は、除害施設水質測定記録表(様式第12号)により記録し、5年間保存しなければならない。

5. 雲南市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(抄)

平成16年11月1日

条例第293号

(汚水の排除方式)

第6条 施設において、汚水と雨水とは、これを分流させるものとする。

2 排水設備は、汚水と雨水とを分流させるものとしなければならない。

3 汚水は、排水設備により、施設で汚水を排除すべきものに流入させなければならない。

4 雨水は、雨水を排除すべきものにて水路、道路側溝、河川等へ流入させなければならない。

(排水設備の設置義務)

第7条 排水設備設置義務者は、施設の供用が開始された日(以下「供用開始日」という。)から1年以内に排水設備を設置し、くみ取り便所については3年以内に水洗便所に改造し、排除しなければならない。ただし、特別な理由により市長の許可を受けた場合は、この期間を延長することができる。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第8条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 施設に汚水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離して排除する構造とし、汚水を排除すべき排水設備にあつては、施設の公共ますその他の排水施設(以下この条において「公共ます」という。)で汚水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(人)	排水管内径(mm)	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

(排水設備等の計画の確認)

第9条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつてはその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第10条 排水設備の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、規則で定めるところにより市長が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。

(排水設備等の工事の検査)

第11条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令に適合するものであることについて、市の職員(以下

「職員」という。)の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(し尿の排除の制限)

第12条 使用者は、し尿を施設に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者が施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。又、届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(除害施設の設置等)

第14条 下水道法(昭和33年法律第79号)第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合していない下水を継続して排除して施設を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項の規定は、1日当たりの平均的な汚水の量が規則で定める量に満たない者には適用しない。

(除害施設の設置等の届出)

第15条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(水質測定義務)

第16条 除害施設の設置者は、施設に排除される汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

(報告、資料の提出)

第17条 市長は、施設を適正に管理するために必要な限度において、除害施設の設置者から事業場等の状況、除害施設又はその排除する汚水の水質に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(改善命令等)

第18条 市長は、除害施設の設置後において、当該除害施設の設置に係る基準に適合しない汚水を排除していると認めたときは、その者に対し期限を定めて当該除害施設の構造若しくは使用の方法の改善を命じ、又は除害施設の使用若しくは施設への汚水の排除の停止を命ずることができる。

(使用料の徴収)

第19条 市は、施設の使用について、別に条例で定めるところにより使用者から使用料を徴収する。

(特別な必要による公共ます及び取付管の新設等)

第20条 排水設備設置義務者又は使用者は、特別に公共ます及び取付管の新設等を必要とするときは、市長に申請しなければならない。

2 排水設備設置義務者又は使用者は、市長が必要と求めた公共ます及び取付管の新設等を行ったときは、その新設等に要した費用の全部を負担しなければならない。

(過料)

第23条 市長は、第13条に規定する届出を怠った者に対して5万円以下の過料に処することができる。

2 市長は、偽りその他不正な行為によりこの条例に定める納入金の徴収を免れた者に対しては、その金額を徴収するほか、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。

6. 雲南市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例及び雲南市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例施行規則(抄)

平成16年11月1日

規則第185号

(排水設備設置の延期)

第2条 農集条例第7条及びコミプラ条例第7条の規定による排水設備設置義務者が期間内に排水設備を設置することができないときは、排水設備設置延期申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、排水設備設置延期決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第3条 農集条例第8条及びコミプラ条例第8条の規定による排水設備の接続方法及び内径等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) 排水管は、原則として下水道用塩化ビニール管を使用すること。
- (3) 排水管本管の内径は、100ミリメートル以上とすること。
- (4) 排水管の勾配は、原則として100分の1以上とすること。
- (5) 宅地内の排水管の最小土被りは、原則として20センチメートル以上とすること。
- (6) 次に掲げる箇所には、ますを設けること。

ア 排水管の起点

イ 下水の流路方向が変化する箇所

ウ 下水の勾配、管径が変化する箇所

エ 下水が合流する箇所

オ 管渠の長さがその内径の120倍を超えない範囲内において、管渠の清掃上適当な箇所

(7) ますの内径は、300ミリメートル以上を原則とする。ただし、塩ビ製ますにおいてはこの限りでない。

(8) 排水管を公共ますに固着するときは、次によること。

ア 工事を施行するときは、市の職員(監督員)を立ち会わせること。

イ 公共ますの上流端の接続孔と管低高に食い違いを生じさせないこと。

ウ 公共ますの内側へ突き出さないよう差し入れること。

(9) 浴槽、流し台、便器等の衛生器具に接続する排水管の最小管径は、次表によること。

器具	排水管径(mm)
大便器	75
小便器	40
洗面器	30
浴槽	40
洗濯機	40
調理用流し台	40
床排水	75

(10) 排水設備には、次に掲げる附帯設備をそれぞれに定める箇所に設けること。

ア 防臭装置 水洗便所、浴場、流し場等の汚水流出箇所

イ ごみよけ装置(目幅10ミリメートル以下) 浴場、流し場等の汚水流出箇所

ウ 油脂遮断装置 油脂類を多量に排出する箇所

エ 沈砂装置 土砂を多量に排出する箇所

オ 厨あいよけ装置 飲食店、食料品店等において、多量の厨あいを排出する箇所

(排水設備の確認申請)

第4条 農集条例第9条及びコミプラ条例第9条の規定により排水設備の新設等又は変更の確認を受けようとする者は、

当該工事の着手前に排水設備新設等確認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、建物又は土地の状況等により数人共同して設置するときは代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

(1) 位置図 申請地及び隣接地を表示するもの

(2) 平面図 縮尺100分の1とし、次の事項を記載するもの

ア 申請地内にある建物及び台所、浴場、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の位置

イ 申請地付近の道路及び施設の位置

ウ 公共ます、マンホール、除害施設及びポンプ施設の位置

エ その他汚水の排除の状況を明らかにするために必要な図面

(3) 縦断図 横は平面図の縮尺に準じ、縦はその10倍とし管渠の大きさ、勾配及び高さを記入し、かつ、接続させるますの高さ等を記入するもの

(4) 構造詳細図 縮尺20分の1とし、管渠及びその付属装置の構造寸法等を表示するもの

(5) 排水設備工事調書(様式第4号)

(6) 他人の排水設備を使用するとき、又は共同で公共ますを使用するときは、他人又は共同者の同意書

2 市長は、前項に規定する申請により排水設備の新設等又は変更を確認したときは、排水設備新設等確認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(軽微な修繕工事等)

第5条 農集条例第9条第2項及びコミプラ条例第9条第2項に規定する軽微な修繕工事及び軽微な変更とは、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない工事及び変更であって、次に掲げるものをいう。

(1) ますのふたの取替工事

(2) 防臭装置その他排水設備の附属装置の修繕工事

(3) その他市長が認めた工事

(排水設備工事の完了届)

第6条 農集条例第11条第1項及びコミプラ条例第11条第1項の規定による排水設備の新設等の工事が完了した旨の届出は、排水設備工事完了届(様式第6号)によるものとする。

(使用開始等の届出)

第8条 農集条例第13条及びコミプラ条例第13条に規定する施設の使用開始等の届出は、下水道等使用開始等届(様式第8号)によるものとする。

(除害施設の新設等の届出)

第9条 農集条例第15条及びコミプラ条例第15条に規定する除害施設の新設等の届出は、除害施設新設等届(様式第9号)に市長が必要と認める書類を添付して届け出なければならない。

(水質の測定等)

第10条 農集条例第16条及びコミプラ条例第16条に規定する水質の測定は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 測定の方法は、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省・建設省第1号)に定める検定の方法その他市長が認める検定の方法によること。

(2) 測定の回数は、次の左欄に掲げる水質の項目又は物質に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる回数とすること。

水質の項目又は物質	測定の回数
温度	1週間に1回以上
水素イオン濃度	
生物化学的酸素要求量	1月に1回以上
浮遊物質	
前記に掲げる項目以外の項目又は物質	3月に1回以上

- (3) 測定の地点は、除害施設の排水口ごとに、他の排水による影響の及ばない地点とすること。
- 2 前項の規定による水質の測定結果は除害施設水質測定記録表(様式第10号)により記録し、5年間保存しなければならない。

7. 雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例(抄)

平成16年11月1日

条例第197号

(汚水の排除方式)

第5条 施設においては汚水と雨水は、これを分流させるものとする。

2 排水設備は、汚水と雨水を分流させるものとしなければならない。

3 汚水は、排水設備により、流入させなければならない。

4 雨水は、雨水を排除すべきものにて水路、道路側溝、河川等へ流入させなければならない。

(排水設備の設置義務)

第9条 排水設備設置義務者は、施設の設置完了後1年以内に排水設備を設置しなければならない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第10条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 施設に汚水を流入させるために設ける排水設備にあつては、汚水と雨水を分離して排除する構造とし、汚水を排除すべき排水設備は、施設に固着させること。

(2) 排水設備を施設に固着させるときは、施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則に定めるものによる。

(3) 汚水を排除すべき排水管内径は100ミリメートル以上、勾配は100分の1以上とする。ただし、1つの建物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(排水設備の計画の確認)

第11条 排水設備の新設等(規則で定める軽微な修繕工事を除く。以下同じ。)を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、軽微な変更にあつては、事前にその旨を届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第12条 排水設備の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、規則で定めるところにより市長が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。

(排水設備の工事の検査)

第13条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(し尿の排除の制限)

第14条 使用者は、し尿を施設に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

(除害施設の設置)

第16条 下水道法(昭和33年法律第79号)第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合していない汚水を継続して排除して施設を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) よう素消費 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項の規定は、1日当たりの平均的な汚水の量が規定で定める量に満たない者には適用しない。

(除害施設の新設等の届出)

第17条 除害施設の新設等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(水質測定義務)

第18条 除害施設の設置者は、施設に排除される汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(改善命令等)

第19条 市長は、除害施設の設置後において、当該除害施設の設置に係る基準に適合しない汚水を排除していると認めたときは、その者に対し期限を定めて当該除害施設の構造若しくは使用の方法の改善を命じ、又は除害施設の使用若しくは施設への汚水の排除の停止を命ずることができる。

(過料)

第27条 市長は、第15条に規定する届出を怠った者に対して5万円以下の過料に処することができる。

2 市長は、偽りその他不正な行為によりこの条例に定める納入金の徴収を免れた者に対しては、その金額を徴収するほか、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。

8. 雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則(抄)

平成16年11月1日

規則第118号

(排水設備設置の延期)

第5条 浄化槽条例第9条の規定による排水設備設置義務者が期間内に排水設備を設置することができないときは、排水設備設置任期申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、排水設備設置延期決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第6条 浄化槽条例第10条の規定による排水設備の接続方法及び内径等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) 排水管は、原則として下水道用塩化ビニール管を使用すること。
- (3) 排水管本管の内径は、100ミリメートル以上とすること。
- (4) 排水管の勾配は、原則として100分の1以上とすること。
- (5) 宅地内の排水管の最小土被りは、原則として20センチメートル以上とすること。
- (6) 次に掲げる箇所には、ますを設けること。
 - ア 排水管の起点
 - イ 下水の流路方向が変化する箇所
 - ウ 下水の勾配、管径が変化する箇所
 - エ 下水が合流する箇所
 - オ 管渠の長さがその内径の120倍を超えない範囲内において、管渠の清掃上適当な箇所
- (7) ますの内径は、300ミリメートル以上を原則とする。ただし、塩ビ製ますにおいてはこの限りでない。
- (8) 排水管を施設に固着するときは、次によること。
 - ア 工事を施行するときは、市職員(監督員)を立ち会わせること。
 - イ 施設の上流端の接続孔と管低高に食い違いを生じさせないこと。
 - ウ 施設の内側へ突き出さないよう差し入れること。

(9) 浴槽、流し台、便器等の衛生器具に接続する排水管の最小管径は、次表によること。

器具	排水管径(mm)
大便器	75
小便器	40
洗面器	30
浴槽	40
洗濯機	40
調理用流し台	40
床排水	75

(10) 排水設備には、次に掲げる附帯設備をそれぞれに定める箇所に設けること。

- ア 防臭装置 水洗便所、浴場、流し場等の汚水流出箇所
- イ ごみよけ装置(目幅10ミリメートル以下)浴場、流し場等の汚水流出箇所
- ウ 油脂遮断装置 油脂類を多量に排出する箇所
- エ 沈砂装置 土砂を多量に排出する箇所
- オ 厨あいよけ装置 飲食店、食料品店等において、多量の厨あいを排出する箇所

(排水設備の確認申請)

第7条 浄化槽条例第11条の規定により排水設備の新設等又は変更の確認をうけようとする者は、当該工事の着手前に排水設備新設等確認申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、建物又は土地の状況等により数人共同して設置するときは代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

い。

(1) 位置図 申請地及び隣接地を表示するもの

(2) 平面図 縮尺100分の1とし、次の事項を記載するもの

ア 申請地内にある建物及び台所、浴場、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の位置

イ 申請地付近の道路及び施設の位置

ウ 施設、マンホール、除害施設及びポンプ施設の位置

エ その他汚水の排除の状況を明らかにするために必要な図面

(3) 縦断図 横は平面図の縮尺に準じ、縦はその10倍とし管渠の大きさ、勾配及び高さを記入し、かつ、接続させるますの高さ等を記入するもの

(4) 構造詳細図 縮尺20分の1とし、管渠及びその付属装置の構造寸法等を表示するもの

(5) 排水設備工事調書(様式第9号)

(6) 他人の排水設備を使用するとき、又は共同で施設を使用するときは、他人又は共同者の同意書

2 市長は、前項に規定する申請により排水設備の新設等又は変更を確認したときは、排水設備新設等確認通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(軽微な修繕工事等)

第8条 浄化槽条例第11条に規定する軽微な修繕工事及び軽微な変更とは、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない工事及び変更であって、次に掲げるものをいう。

(1) ますのふたの取替工事

(2) 防臭装置その他排水設備の付属装置の修繕工事

(3) その他市長が認めた工事

(排水設備工事の完了届)

第9条 浄化槽条例第13条第1項の規定による排水設備の新設等の工事が完了した旨の届出は、排水設備工事完了届(様式第11号)によるものとする。

(使用開始等の届出)

第11条 浄化槽条例第15条に規定する施設の使用開始等の届出は、下水道等使用開始等届(様式第13号)によるものとする。

(除害施設の新設等の届出)

第12条 浄化槽条例第17条に規定する除害施設の新設等の届出は、除害施設新設等届(様式第14号)に市長が必要と認める書類を添付して届け出なければならない。

(水質の測定等)

第13条 浄化槽条例第18条に規定する水質の測定は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 測定の方法は、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生・建設省第1号)に定める検定の方法その他市長が認める検定の方法によること。

(2) 測定の回数は、次の左欄に掲げる水質の項目又は物質に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる回数とすること。

水質の項目又は物質	測定の回数
温度	1週間に1回以上
水素イオン濃度	
生物化学的酸素要求量	1月に1回以上
浮遊物質	
前記に掲げる項目以外の項目又は物質	3月に1回以上

(3) 測定の地点は、除害施設の排水口ごとに、他の排水による影響の及ばない地点とすること。

2 前項の規定による水質の測定結果は除害施設水質測定記録表(様式第15号)により記録し、5年間保存しなければならない。

9. 雲南市排水設備指定工事店規則

平成16年11月1日

規則第187号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲南市下水道条例(平成16年雲南市条例第290号。以下「下水道条例」という。)第8条、雲南市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成16年雲南市条例第293号。以下「農集条例」という。)第10条、雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成16年雲南市条例第197号。以下「浄化槽条例」という。)第12条及び雲南市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例(平成16年雲南市条例第200号。以下「コミプラ条例」という。)第10条の規定に基づき、排水設備指定工事店に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法(昭和33年法律第79号。)第10条第1項に規定する排水設備の工事(新設、増設、改築及び撤去を含む。)をいう。
- (2) 下水道排水設備指定工事店 下水道条例第8条、農集条例第10条、浄化槽条例第12条及びコミプラ条例第10条の規定に基づき排水設備工事の施行ができる者として、市長が指定したもの(以下「指定工事店」という。)をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 社団法人日本下水道協会島根県支部(以下「県支部」という。)が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定試験に合格してその資格を認定され県支部に登録した者(以下「責任技術者」という。)をいう。

(指定工事店の指定)

第3条 下水道条例第8条、農集条例第10条、浄化槽条例第12条及びコミプラ条例第10条に規定する排水設備工事を施行することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合しているものとし、市長は、これを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者1人以上を専属で雇用していること(指定を受ける者自らが責任技術者である場合を含む。)
- (2) 工事の施行に必要な設備及び機材を有していること。
- (3) 島根県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合

イ 県支部の責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない場合

ウ 第10条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない場合

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号。以下「指定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書、事業経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に掲げる書類
- (3) 営業所平面図及び付近見取図(様式第2号)並びに営業所の写真
- (4) 専属責任技術者名簿(様式第3号)及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
- (6) 工事の施工に必要な機械器具調書(様式第4号)

(指定工事店証)

第5条 市長は、指定工事店として指定した者に対し、下水道排水設備指定工事店証(様式第5号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出して再交付を受けなければならない。

4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、第10条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事(以下この条において「工事」という。)を施行しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事は適正な工事費で施行しなければならない。また、工事の契約に際しては、工事費、工期その他の必要事項を明確に示さなければならない。

(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与してはならない。

(5) 工事は、下水道条例第7条、農集条例第9条、浄化槽条例第11条及びコミプラ条例第9条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(6) 工事は、責任技術者の管理及び監督の下においてでなければ設計し、又は施行してはならない。

(7) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年間とする。ただし、特別の理由があるときは、市長はこれを短縮することができる。

(指定の更新)

第8条 指定工事店が指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長の指定する日までに指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書に添付し、又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定工事店は、第3条の指定要件に欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに下水道排水設備指定工事店指定辞退届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(1) 組織を変更したとき。

(2) 代表者に異動があったとき。

(3) 商号を変更したとき。

(4) 専属する責任技術者に異動があったとき。

(5) 営業所の所在地、住居の表示又は電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第10条 市長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規則等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

(責任技術者の義務)

第11条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施行(管理及び監督を含む。)に当らなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

(身分を証明する書類の携帯)

第12条 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常にその身分を証明する書類を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提出しなければならない。

(公示)

第13条 市長は、指定工事店に関し次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

(1) 第3条第1項の規定により、新たに指定工事店を指定したとき。

(2) 第10条第1項及び第2項の規定により、指定工事店の指定を取り消し、又は指定の効力を一時停止したとき。

(3) 第7条の規定による指定工事店の指定の有効期間満了に際し、第8条第1項の申請に基づく継続指定をしなかったとき。

(4) 第9条第2項第2号第3号及び第4号の届出を受理したとき。

2 市長は、県支部が試験又は講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は講習の日時等を公示しなければならない。

(県支部への報告)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を県支部に対し報告するものとする。

(1) 第10条の規定に基づき指定工事店の指定を取り消し、又はその指定の効力を停止したとき。

(2) 指定工事店に専属する責任技術者が条例又はこの規則等に違反し、若しくは業務に関し不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適合と認めたとき。

(業務連絡会)

第15条 市長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施行等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店及び責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(諮問機関の設置)

第16条 市長は、第10条の規定による指定工事店の指定の取消し及び指定の効力の一時停止に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、雲南市下水道排水設備指定工事店審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 前項の審査委員会の構成及び運用その他必要な事項は、別に定める。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加茂町排水設備指定工事店規則（平成11年加茂町規則第6号）、木次町農業集落排水事業排水設備指定業者に関する規則（平成6年木次町規則第30号）、三刀屋町農業集落排水事業排水設備指定業者に関する規則（平成11年三刀屋町規則第357号）、吉田村排水設備工事指定業者に関する規則（平成15年吉田村規則第2号）若しくは排水設備指定業者に関する規則（平成5年掛合町規則第9号）又は解散前の木次町・三刀屋町公共下水道事務組合下水道排水設備指定工事店規則（平成10年木次町・三刀屋町公共下水道事務組合規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。ただし、解散前の木次町・三刀屋町公共下水道事務組合下水道排水設備指定工事店規則の規定によりなされた以外の指定の有効期間は、平成17年3月31日までとする。
- 3 第3条第1項第1号に規定する責任技術者を雇用していない事業所にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する管工事許可業者で、2級以上の管工事施工管理技術者を雇用している場合は、農集条例、浄化槽条例及びコミブラ条例に基づく指定店の扱いとする。ただし、この取り扱いは平成19年3月31日までとする。

附 則（平成17年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から適用する。

10. 建築基準法（抄）

(昭和二十五年五月二十四日)

(法律第二百一号)

(敷地の衛生及び安全)

第十九条

3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

(便所)

第三十一条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(污水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。

2 便所から排出する汚物を下水道法第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿し尿浄化槽(その構造が汚物処理性能(当該汚物を衛生上支障がないように処理するために尿し尿浄化槽に必要とされる性能をいう。))に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

11. 建築基準法施行令(抄)

(昭和二十五年十一月十六日)

(政令第三百三十八号)

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第二百二十九条の二の五 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。

二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。

三 第二百二十九条の三第一項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。

五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。

六 地階を除く階数が三以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が三千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの(屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)は、不燃材料で造ること。

七 給水管、配電管その他の管が、第一百十二条第十五項の準耐火構造の防火区画、第一百十三条第一項の防火壁、第一百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁(以下この号において「防火区画等」という。)を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、第一百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間(第一百十二条第一項

- から第四項まで、同条第五項(同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)、同条第八項(同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)若しくは同条第十三項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間)防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- ハ 三階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。
- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- 一 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- 二 水槽そう、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓せんの開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓せんの開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。
- 三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
- ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。
- 四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。
- 五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
- 六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- 一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- 二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- 三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
- 四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
- 五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。